

令和2年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔建設コンサルタント業務等〕

令和2年4月



国土交通省 関東地方整備局

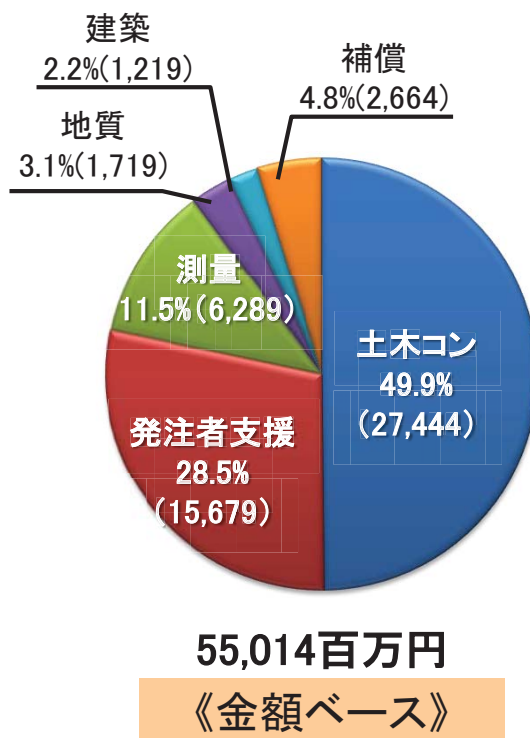
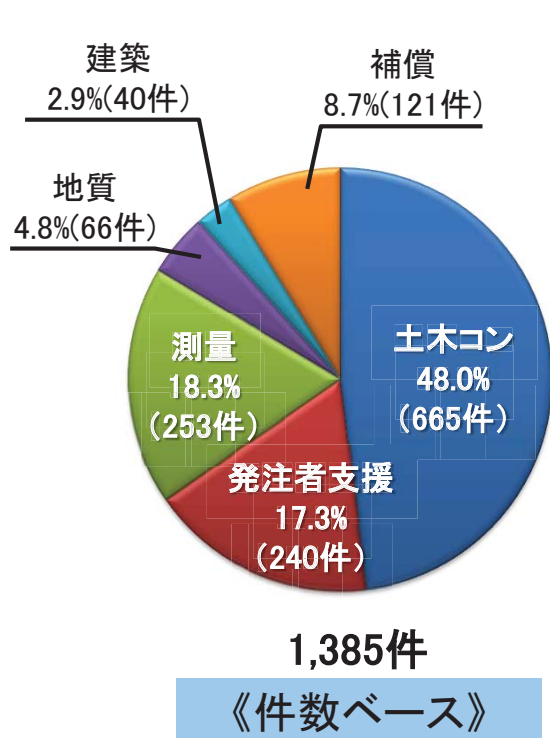
資料構成

1. 建設コンサルタント業務等の契約状況 2
2. 平成31年度 入札・契約、総合評価の実施方針 25
3. 設計業務等における品質確保対策 57
4. 設計業務等共通仕様書・標準積算基準等の改定 71
5. 平成31年度 補償コンサルタント業務における
入札契約手続き実施方針等について 83

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

R1年度:業種別

(令和元年12月末現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

4

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■契約状況(契約方式別:H27年度~R1年度)

(令和元年12月末現在)

年 度	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		平 均		
										(単位:件)			
件 数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
①プロポ	409	27.0%	410	27.3%	391	27.8%	393	27.8%	376	27.1%	396	27.4%	
②総合評価	1,067	70.5%	1,070	71.1%	986	70.2%	1,004	70.8%	989	71.5%	1,023	70.8%	
	標準(1:3)	113	7.5%	116	7.7%	109	7.8%	105	7.4%	115	8.3%	112	7.8%
	標準(1:2)	145	9.6%	180	12.0%	150	10.7%	169	11.9%	137	10.0%	156	10.8%
	簡易(1:1)	809	53.4%	774	51.5%	727	51.8%	730	51.6%	737	53.2%	755	52.2%
③価格競争	1	0.1%	2	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	
④随意契約	37	2.4%	22	1.5%	26	1.9%	19	1.3%	20	1.4%	25	1.7%	
計	1,514	100%	1,504	100%	1,404	100%	1,416	100%	1,385	100%	1,445	100%	
										(単位:百万円)			
金 額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
①プロポ	12,706	28.0%	12,788	25.4%	13,060	27.3%	12,788	24.6%	14,699	26.7%	13,208	26.3%	
②総合評価	32,114	70.7%	37,415	74.3%	34,548	72.1%	39,098	75.1%	40,016	72.8%	36,638	73.0%	
	標準(1:3)	3,678	8.1%	4,426	8.8%	3,943	8.2%	4,316	8.3%	6,837	12.4%	4,640	9.3%
	標準(1:2)	9,414	20.7%	12,723	25.3%	10,589	22.1%	14,124	27.1%	10,025	18.2%	11,375	22.7%
	簡易(1:1)	19,022	41.9%	20,266	40.2%	20,016	41.8%	20,658	39.7%	23,154	42.2%	20,623	41.0%
③価格競争	17	0.0%	42	0.1%	9	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	14	0.1%	
④随意契約	598	1.3%	130	0.3%	237	0.5%	141	0.3%	299	0.5%	281	0.6%	
計	45,435	100%	50,375	100%	47,854	100%	52,027	100%	55,014	100%	50,141	100%	

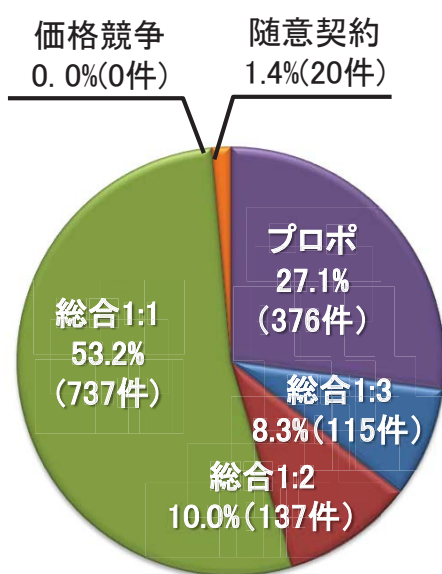
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

5

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

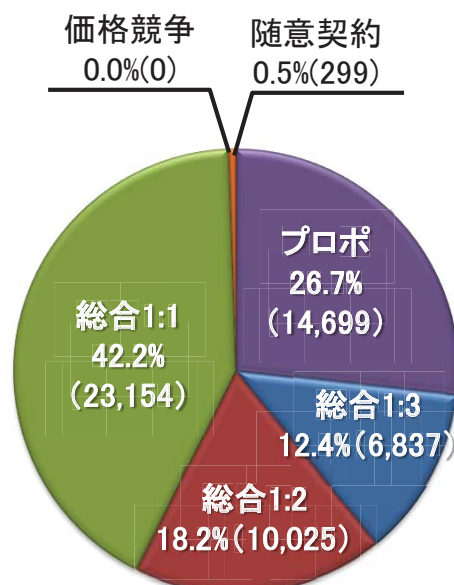
R1年度:契約方式別

(令和元年12月末現在)



1,385件

《件数ベース》



55,014百万円

《金額ベース》

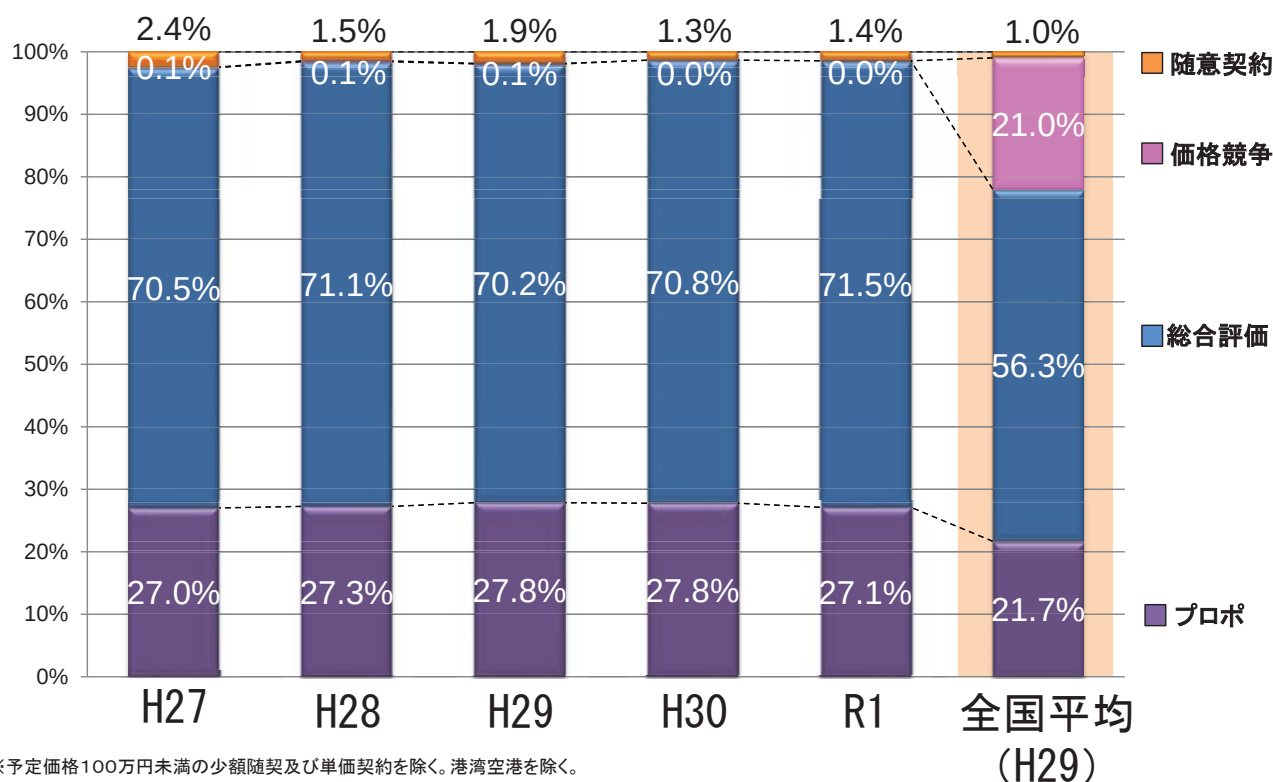
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

6

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

契約方式別 契約件数割合

(令和元年12月末現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

※全国平均値(平成29年度)は、北海道開発局及び8地方整備局の業務で、港湾空港を除く。

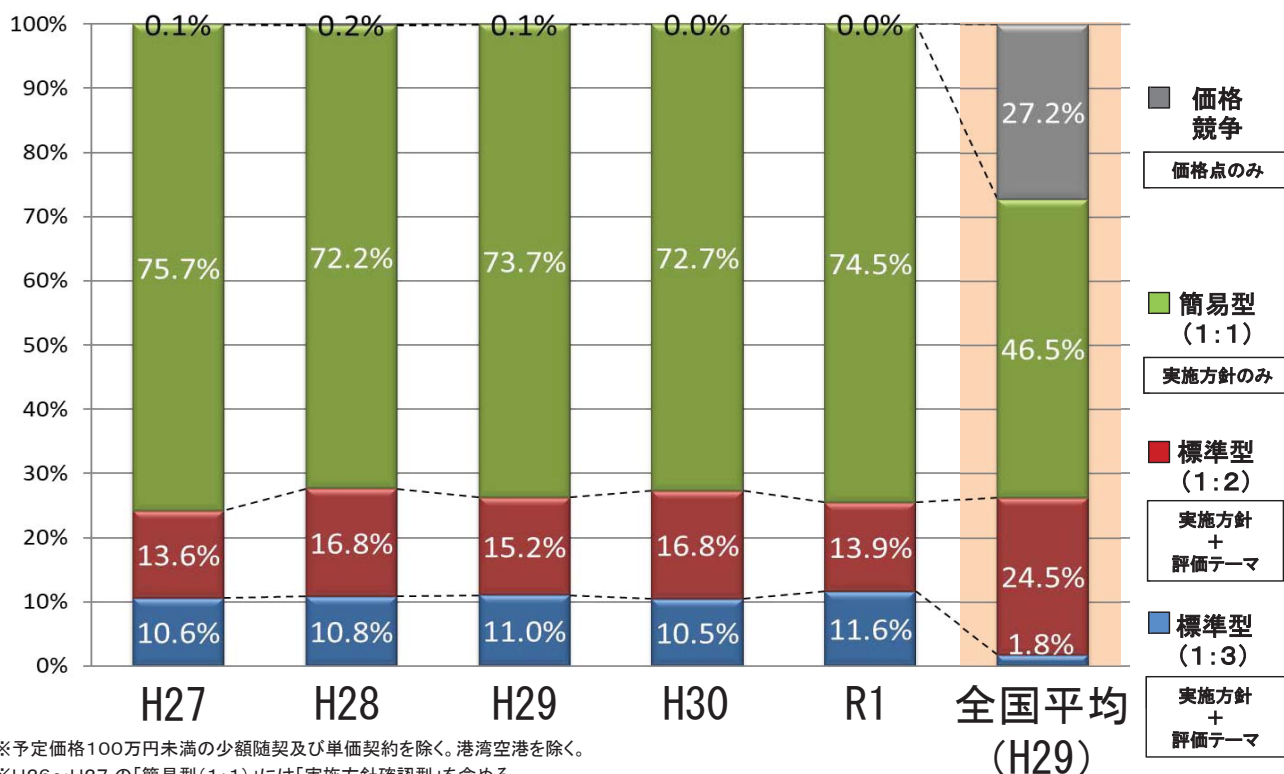
本省公表後、H30データに更新予定

(出展:「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(平成30年度第2回)」資料より)

7

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■総合評価落札方式及び価格競争方式 配点比率別契約件数割合 (令和元年12月末現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

※H26～H27の「簡易型(1:1)」には「実施方針確認型」を含める。

※全国平均値(平成29年度)は、北海道開発局及び8地方整備局の業務で、港湾空港を除く。

本省公表後、H30データに更新予定

(出展:「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(平成30年度第2回)」資料より)

8

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■契約状況(業種別・契約方式別:R1年度)

(令和元年12月末現在)

業 種	土 木		発注者支援		測 量		地 質		建 築		補 償	
-----	-----	--	-------	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

(単位:件)

件 数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
①プロポ	358	53.8%	0	0.0%	3	1.2%	5	7.6%	7	17.5%	3	2.5%
②総合評価	304	45.6%	240	100.1%	241	95.2%	61	92.4%	25	62.5%	118	97.5%
標準(1:3)	105	15.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	9	7.4%
標準(1:2)	0	0.0%	129	53.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	7	5.8%
簡易(1:1)	199	29.9%	111	46.3%	241	95.2%	60	90.9%	24	60.0%	102	84.3%
③価格競争	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
④随意契約	3	0.5%	0	0.0%	9	3.6%	0	0.0%	8	20.0%	0	0.0%
計	665	100%	240	100%	253	100%	66	100%	40	100%	121	100%

(単位:百万円)

金 額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
①プロポ	13,501	49.2%	0	0.0%	278	4.4%	124	7.2%	694	56.8%	102	3.8%
②総合評価	13,887	50.6%	15,679	100.0%	5,882	93.5%	1,595	92.8%	411	33.8%	2,562	96.2%
標準(1:3)	6,624	24.1%	0	0.0%	0	0.0%	27	1.6%	0	0.0%	186	7.0%
標準(1:2)	0	0.0%	9,829	62.7%	0	0.0%	0	0.0%	36	3.0%	160	6.0%
簡易(1:1)	7,263	26.5%	5,850	37.3%	5,882	93.5%	1,568	91.2%	375	30.8%	2,216	83.2%
③価格競争	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
④随意契約	56	0.2%	0	0.0%	129	2.1%	0	0.0%	114	9.4%	0	0.0%
計	27,444	100%	15,679	100%	6,289	100%	1,719	100%	1,219	100%	2,664	100%

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

※「測量」のプロポは、グリーンレーザー(水中レーザー測量)による測量と移動計測車両による測量。

※「地質」のプロポは、地すべり対策工検討や地質リスク調査検討など。

※「土木」「測量」「地質」の随意契約は日光白根山火山噴火および、台風15号、19号、21号関連による緊急随意契約。

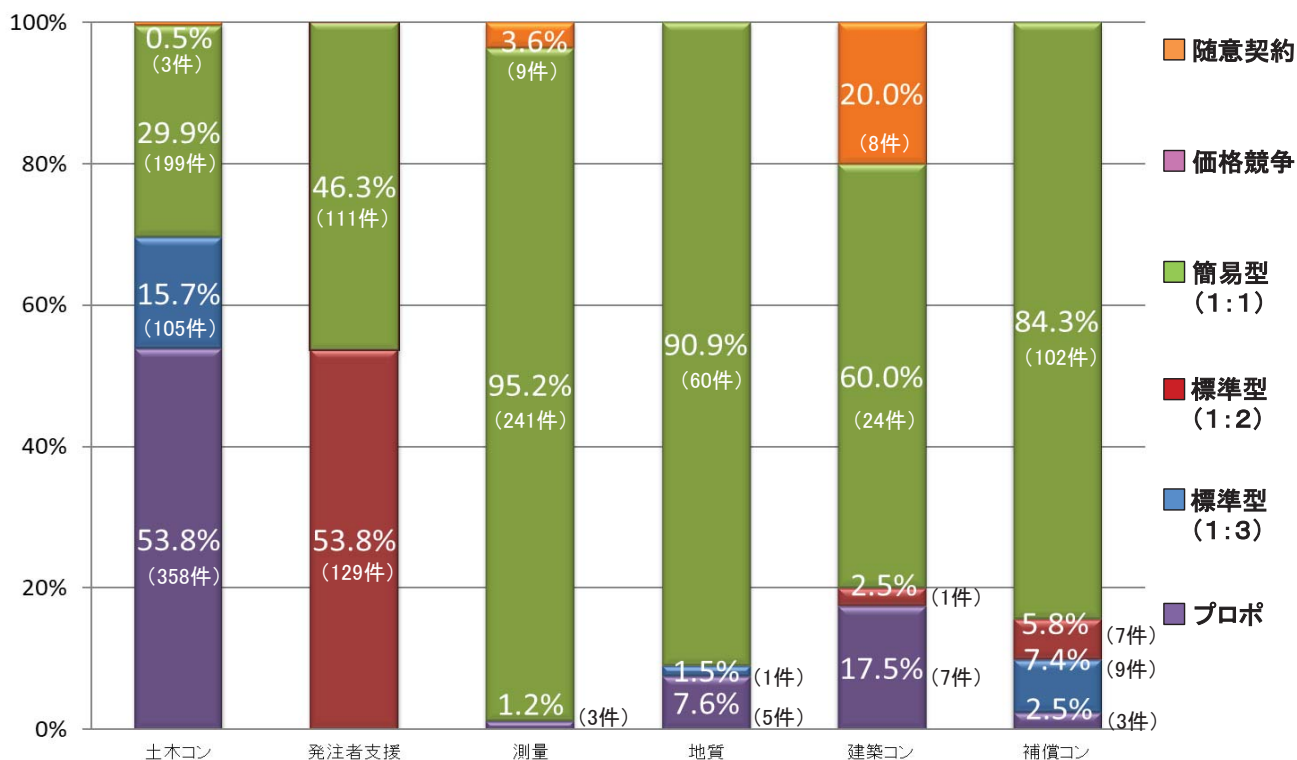
※「建築」の随意契約8件は、建物設計を行った業者に対して施工者への設計意図の伝達を行わせるための業務。

⇒施工段階において実施設計の履行者が行う設計意図を伝達する業務によるもの。

9

建設コンサルタント業務等の契約状況(5業種)

■業種区分別 契約方式別 契約件数割合(R1年度) (令和元年12月末現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

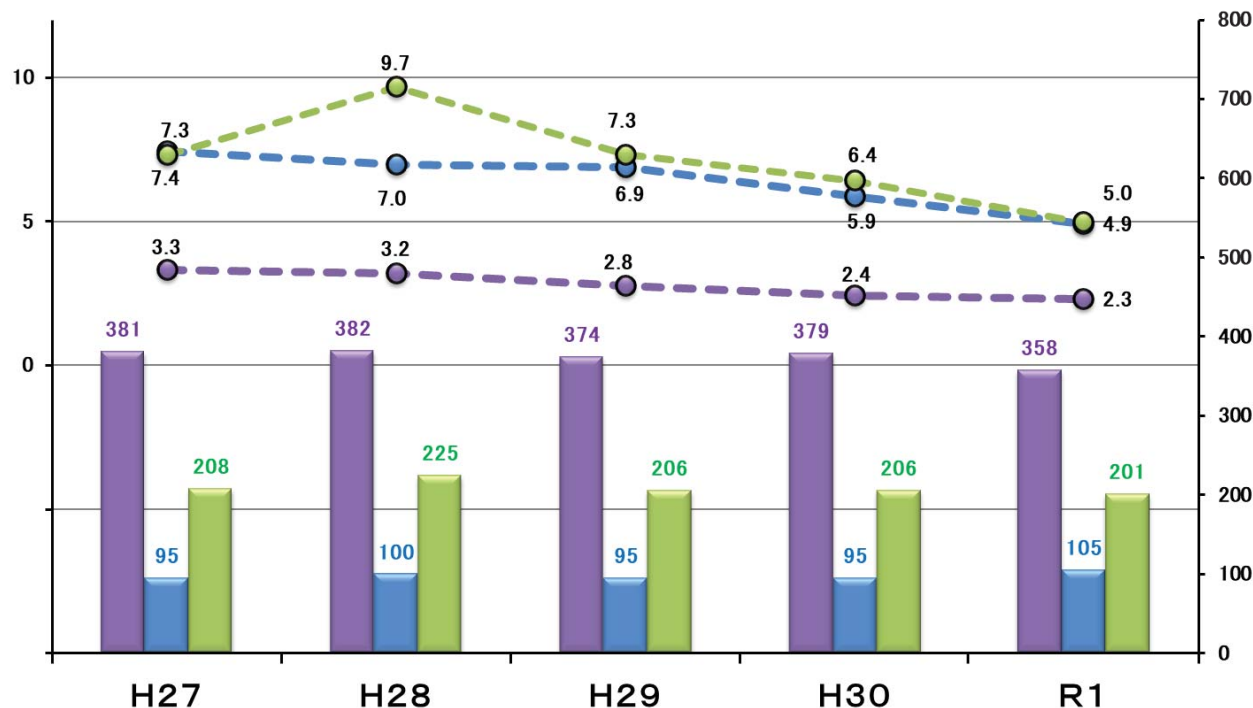
10

建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■契約方式別 平均入札参加表明者数(土木コンサル)

(令和元年12月末現在)

(平均入札参加者数) (発注件数)



※港湾空港、発注者支援業務は除く

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く

11

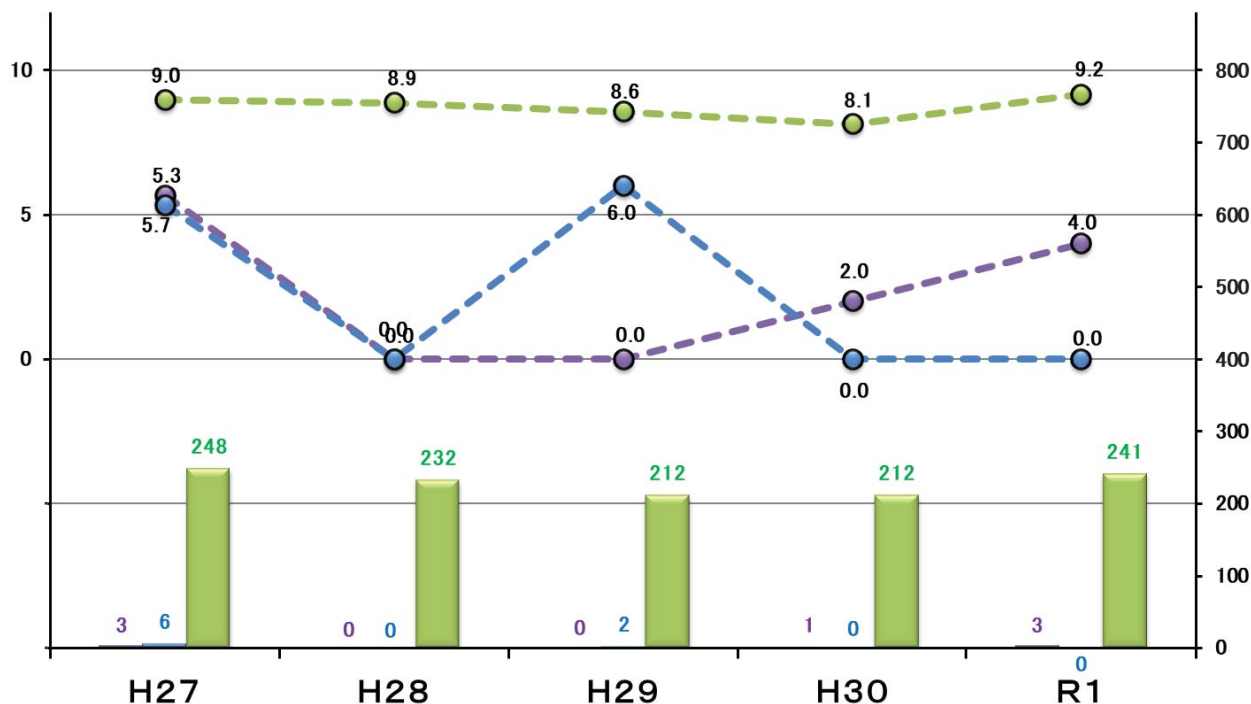
建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■契約方式別 平均入札参加表明者数(測量)

(令和元年12月末現在)

(平均入札参加者数)

(発注件数)



※港湾空港は除く
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く

12

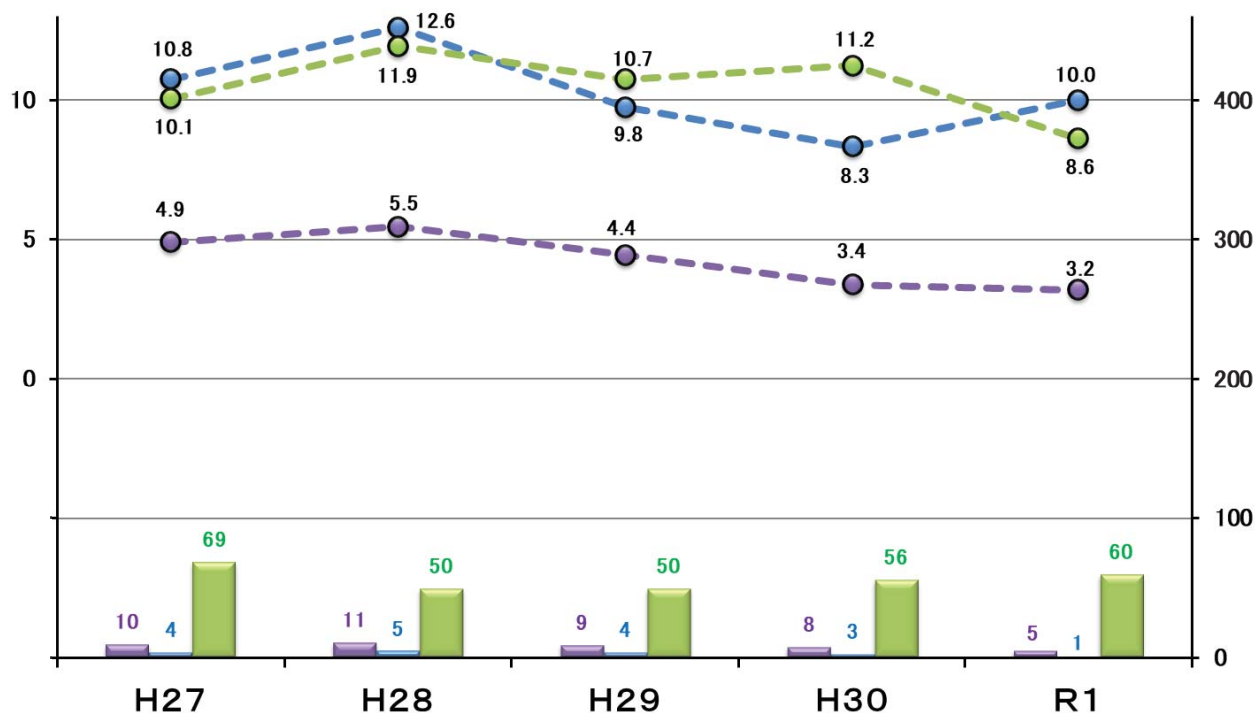
建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■契約方式別 平均入札参加表明者数(地質)

(令和元年12月末現在)

(平均入札参加者数)

(発注件数)



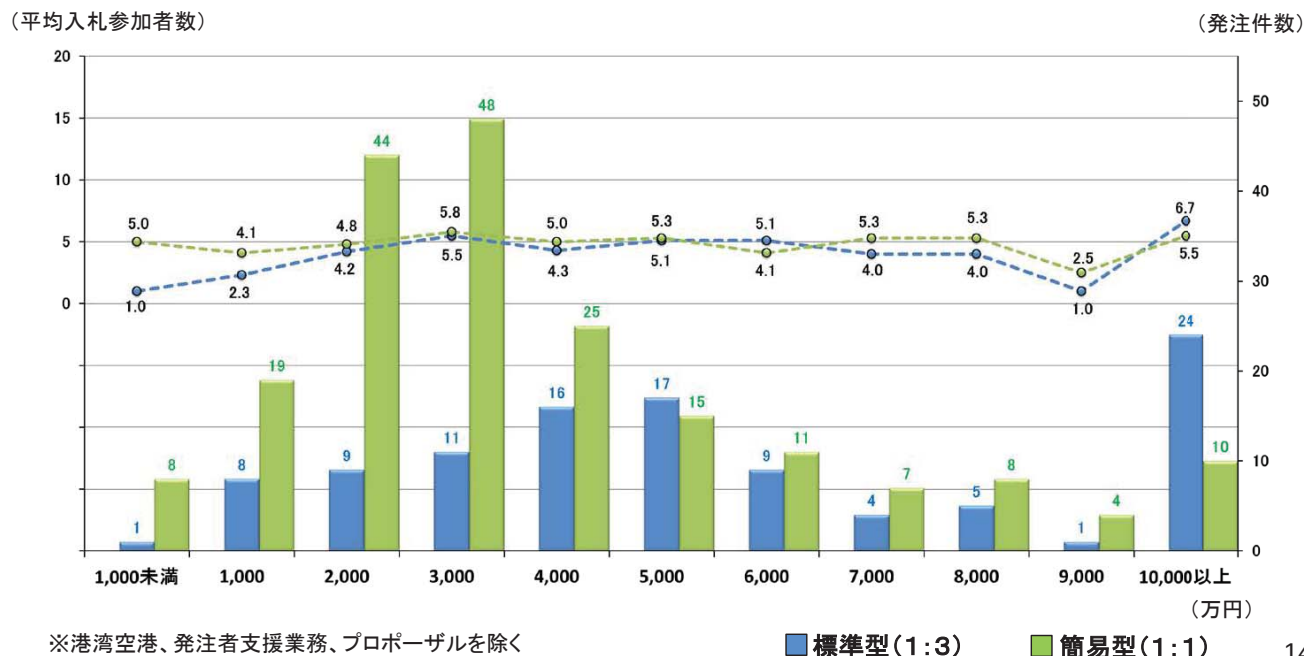
※港湾空港は除く
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く

13

建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■契約方式別・業務規模別 平均入札参加表明者数(土木コンサル) (令和元年12月末現在)

簡易型(1:1)では、2,000～3,000万円台での発注が多く、標準型(1:3)では、4,000～5,000万円台での発注が多い。1億円を超える業務は、簡易型で点検業務が多く、標準型では橋梁詳細設計が多く発注されていた。全体的に参加者の変動は横ばい傾向だった。

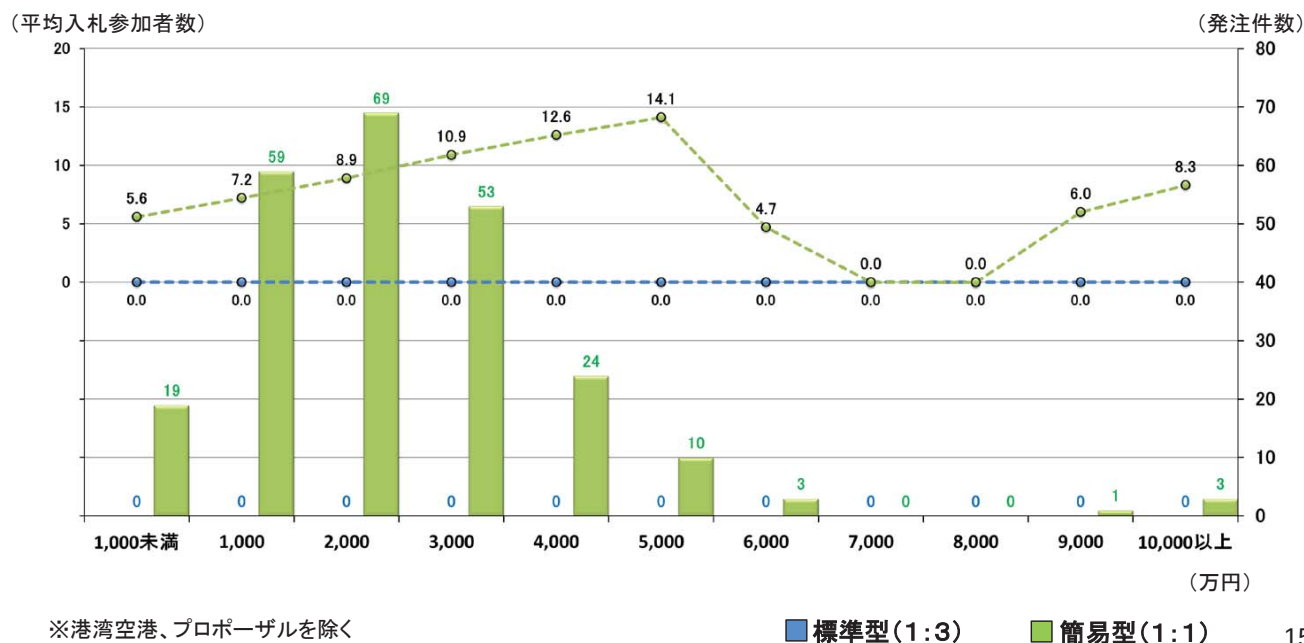


14

建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■契約方式別・業務規模別 平均入札参加表明者数(測量) (令和元年12月末現在)

測量は、総合評価落札方式では簡易型(1:1)での発注のみ。1,000～3,000万円台での発注が多い。1億円を超える業務は、航空レーザ測量や道路基盤地図情報電子化業務であった。全体的に参加者の変動は横ばい傾向だった。



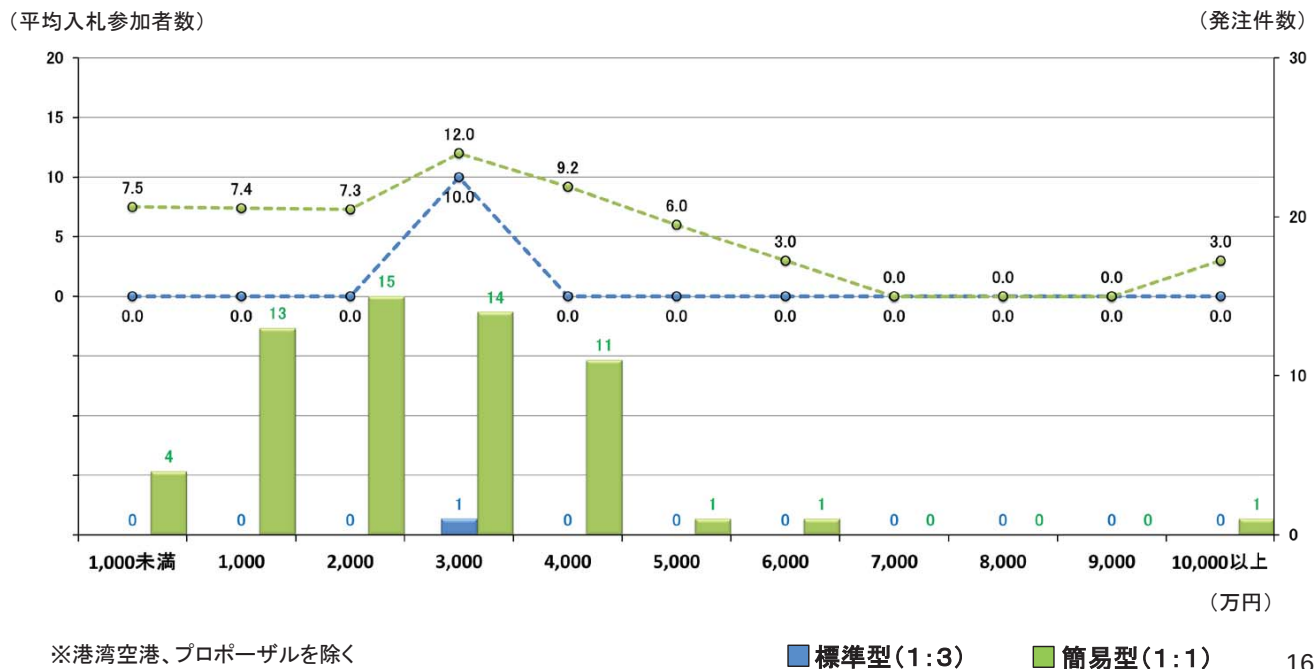
15

建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■契約方式別・業務規模別 平均入札参加表明者数(地質)

(令和元年12月末現在)

地質は、簡易型(1:1)での発注がほとんどである。標準型(1:3)は道路の水文調査で1件あった。
4,000万円以下の業務が多い。

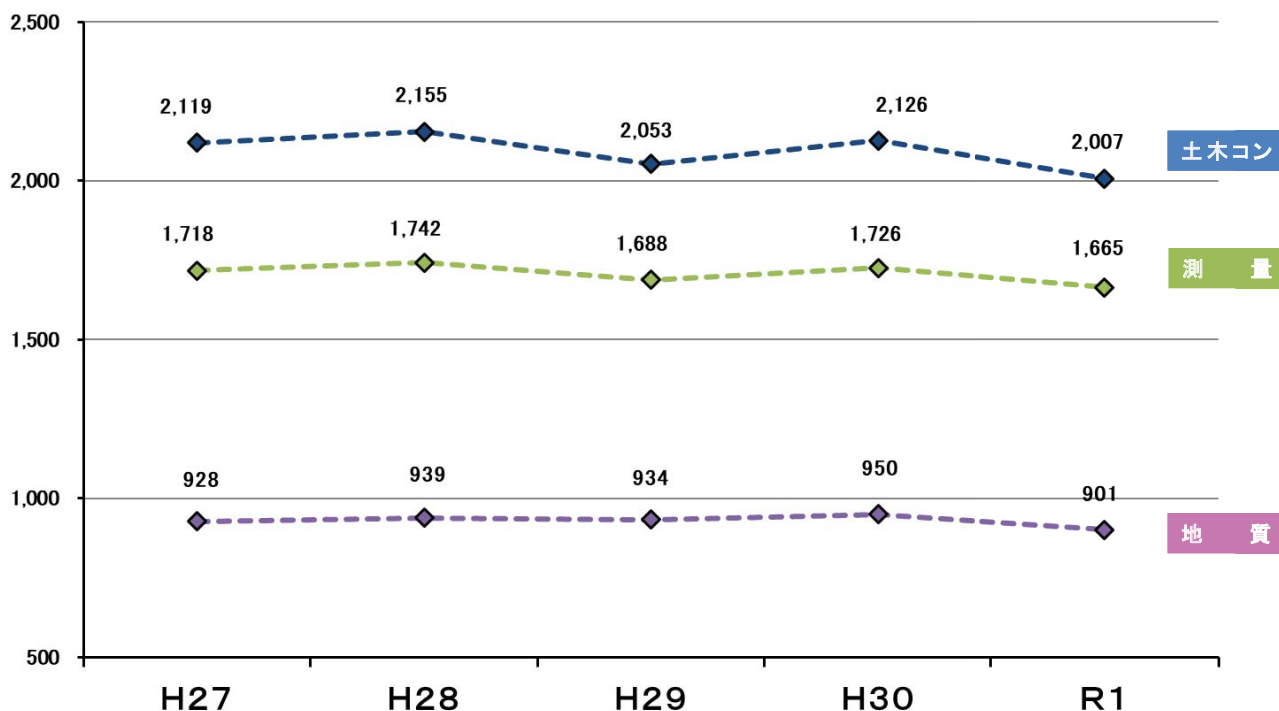


16

建設コンサルタント業務等の契約状況(3業種)

■参考:関東地整における有資格業者数

(社数)



※各年度ともに4月1日時点における有資格業者数

17

■低入札発生状況(業種別)

(令和元年12月末現在)

	H27年度			H28年度			H29年度			H30年度			R1年度		
	契約件数			契約件数			契約件数			契約件数			契約件数		
		うち低入	発生率		うち低入	発生率		うち低入	発生率		うち低入	発生率		うち低入	発生率
土木コン	551	0	—	608	3	0.5%	553	1	0.2%	570	1	0.2%	544	0	—
価格競争	1	0	—	2	2	100.0%	0	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	550	0	—	606	1	0.2%	553	1	0.2%	570	1	0.2%	544	0	—
測 量	254	0	—	232	0	—	215	1	0.5%	212	0	—	241	0	—
価格競争	0	0	—	0	0	—	1	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	254	0	—	232	0	—	214	1	0.5%	212	0	—	241	0	—
地 質	73	0	—	55	0	—	55	0	—	59	0	—	61	0	—
価格競争	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	73	0	—	55	0	—	55	0	—	59	0	—	61	0	—
建 築	30	5	16.7%	29	4	13.8%	34	3	8.8%	26	0	—	25	0	—
価格競争	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	30	5	16.7%	29	4	13.8%	34	3	8.8%	26	0	—	25	0	—
補 償	160	0	—	148	0	—	134	0	—	136	0	—	118	0	—
価格競争	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	160	0	—	148	0	—	134	0	—	136	0	—	118	0	—
計	1,068	5	0.5%	1,072	7	0.7%	991	5	0.5%	1,003	1	0.1%	989	0	—
価格競争	1	0	—	2	2	100.0%	1	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	1,067	5	0.5%	1,070	5	0.5%	990	5	0.5%	1,003	1	0.1%	989	0	—

※ 1 契約件数：予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

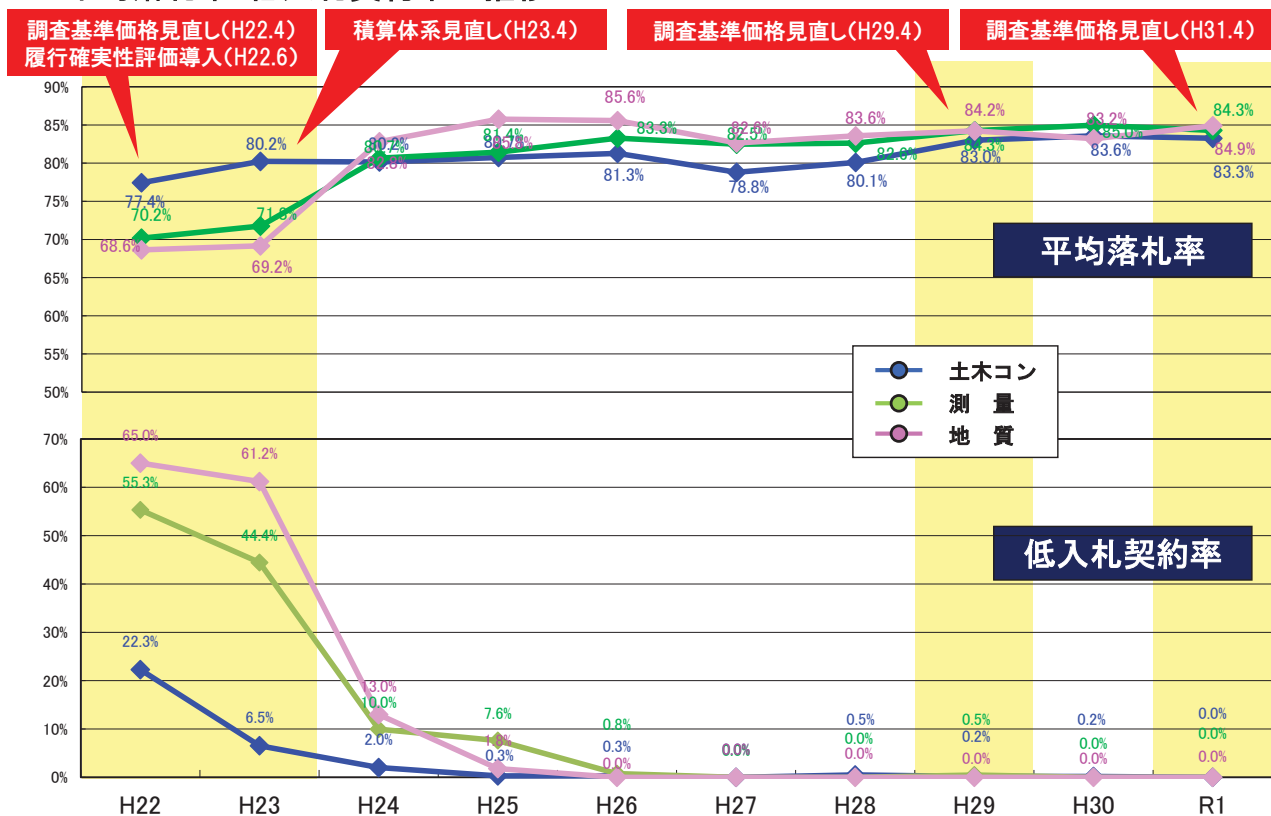
※ 2 うち低入：予定価格1,000万円を超える業務については、調査基準価格を下回って契約した業務
100万円を超え1,000万円以下の業務については、予定価格の7/10を下回る、または品質確保基準価格を下回って契約した業務

18

建設コンサルタント業務等(3業種)の低入札発生状況

■平均落札率・低入札契約率の推移

(令和元年12月末現在)

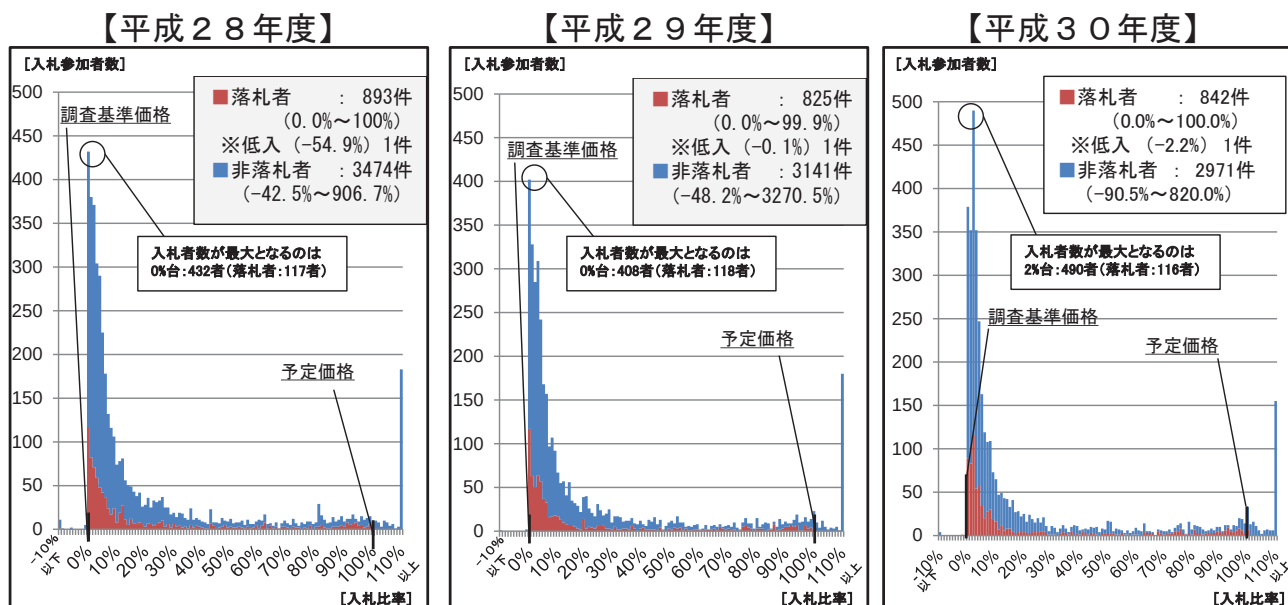


※ 予定価格100万円を超える価格競争入札及び総合評価落札方式のみ(単価契約を除く)。港湾空港を除く。

19

■入札比率の推移

各年度ともに調査基準価格付近に入札が集中する状況となっている。



【入札比率の算出方法】

$$\text{入札比率} = \frac{\text{入札額} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}}$$

【凡例】

■ : 落札者 ■ : 非落札者
— : 調査基準価 ー 予定価格

※予定価格100万円を超える総合評価落札方式のみ（プロポ、価格競争を除く）。港湾空港を除く。調査基準価格が設定されていない業務を除く。
※非落札者には、入札が無効となった者、入札を辞退した者は含まない。

20

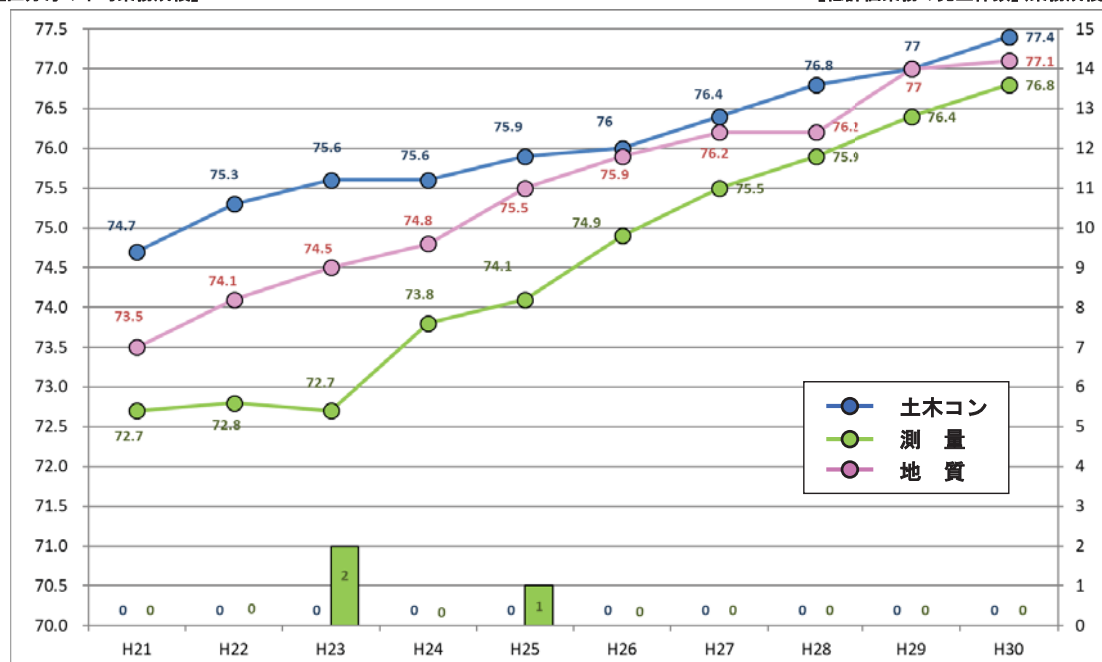
業務成績評定点(業種別平均点)の推移

■平成19～30年度完了業務(3業種)

平均業務成績は、総合評価落札方式の本格導入後、上昇傾向である。
業務成績が60点未満の件数は、平成20年度より減少し、平成26年度からは発生していない。

【業種区分毎の平均業務成績】

【低評価業務の発生件数】(業務成績60点未満)

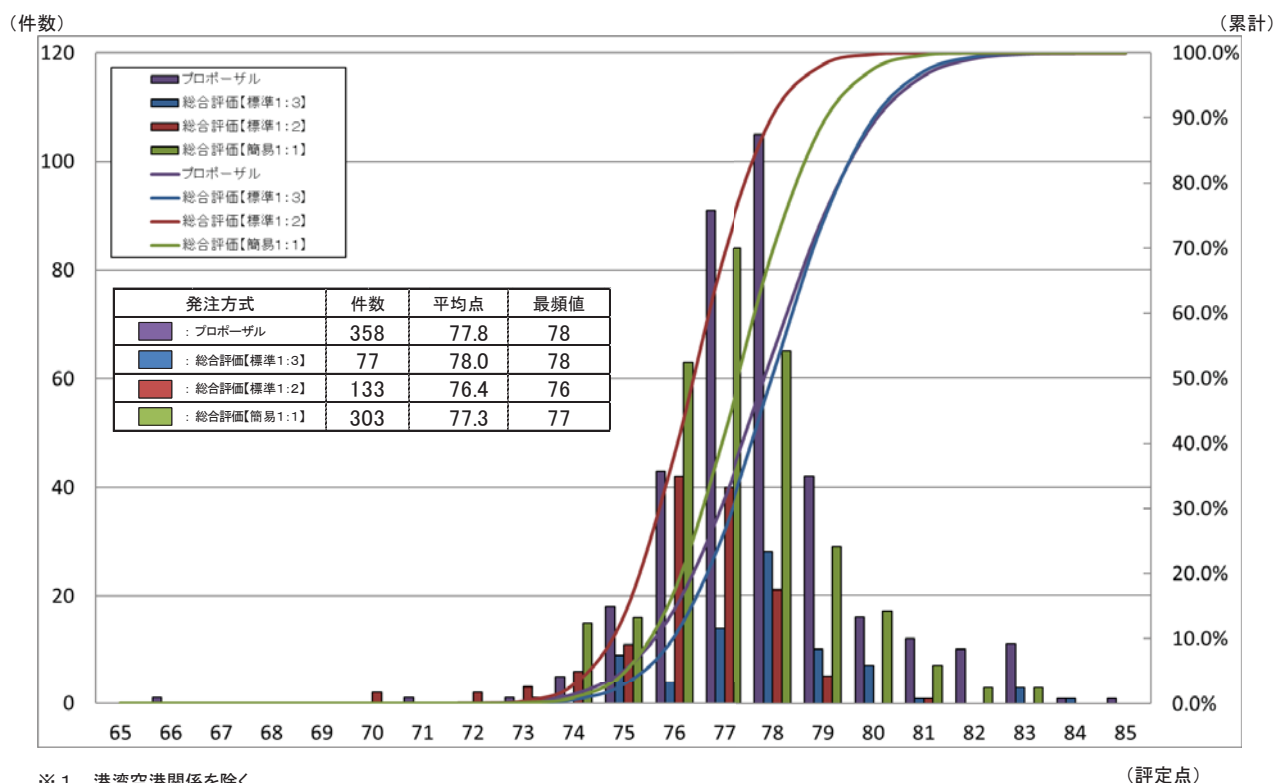


※1 港湾空港関係を除く。
※2 予定価格100万円未満の少額随契、緊急随意契約及び単価契約を除く。
※3 業務成績が60点未満の件数は業種毎に棒グラフで表示している。

21

業務における業務成績評定点の分布状況

■土木コンサルタント(平成30年度完了業務)

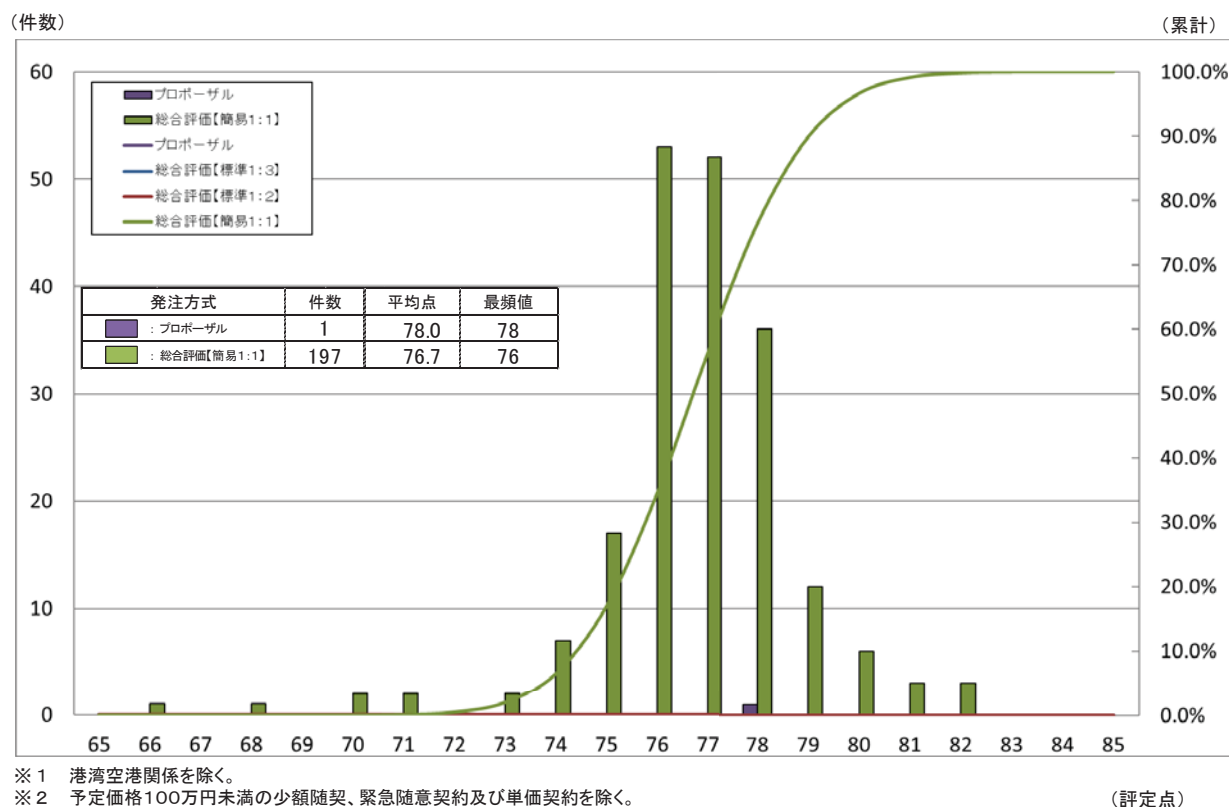


- ※1 港湾空港関係を除く。
 ※2 予定価格100万円未満の少額随契、緊急随意契約及び単価契約を除く。
 ※3 H28、H29契約業務を含む。

22

業務における業務成績評定点の分布状況

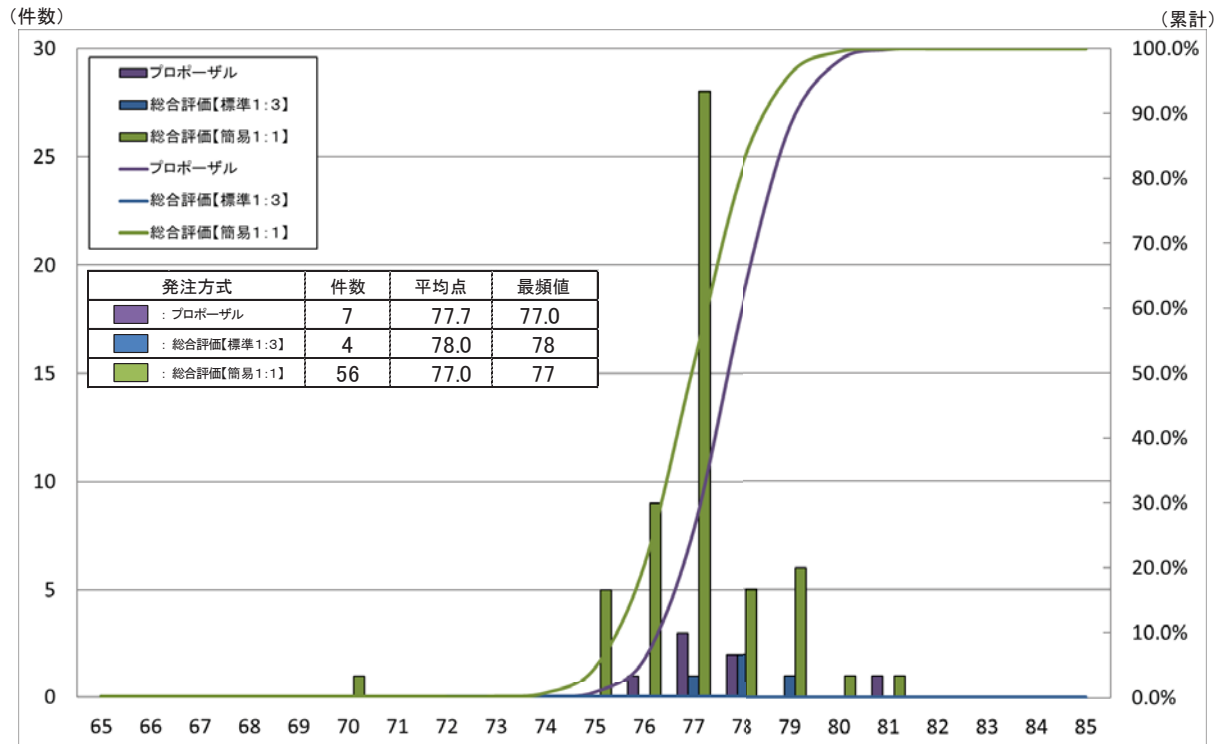
■測量(平成30年度完了業務)



- ※1 港湾空港関係を除く。
 ※2 予定価格100万円未満の少額随契、緊急随意契約及び単価契約を除く。
 ※3 H28、H29契約業務を含む。

23

■地質調査(平成30年度完了業務)



※1 港湾空港関係を除く。

※2 予定価格100万円未満の少額随契、緊急随意契約及び単価契約を除く。

※3 H28、H29契約業務を含む。

(評定点)

24

2. 令和2年度 入札・契約、総合評価の実施方針

1. 入札・契約制度に関する動向と意見

○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

⇒今般働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(令和元年6月14日)

- ・公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計)について広く本法の対象として位置付け
- ・災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備 など

■ 受注者の意見

- 担い手確保・育成のための環境整備
 - ・地域企業の積極的な活用
 - ・災害時の体制確保のための評価項目設定
 - ・業種区分での分離発注の徹底
 - ・新たな事業推進形態の環境整備(PPP等の拡大と制度改善)
- 技術力による選定
 - ・技術評価点の差が明確に付く評価方法の採用
- 事務負担の軽減 など

■ 発注者の意見

- 競争性の確保(入札参加へのインセンティブ)
- 手続きの簡素化、事務負担の軽減 など

令和元年台風第15号、19号等の発生
激甚化する災害への対応

令和2年度の実施方針に反映

令和2年度 新規・見直しの方針

テーマ
ポイント

品質法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正を受けた対応
1. 災害時の体制強化
2. 適正な技術力評価

26

2. 令和2年度 入札・契約手続きの実施方針 一覧

1. 品質確保と担い手の育成・確保

【凡例】 赤字：R2新規・拡充・見直し
青字：H31・R1から 黒字：H30以前から

○確実な品質確保対策の実施

- ①履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【継続】
- ②技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【継続】
- ③事業促進PPP業務における受注制限緩和及び常駐・専任の緩和【新規】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- ④適切な地域要件の設定【一部拡充】
- ⑤災害協定等に基づく活動実績の評価【新規】
- ⑥自治体等の受注実績の評価【継続】
- ⑦若手技術者の活用を評価【継続】(対象年齢を35歳から40歳に引き上げ)
- ⑧業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【継続】

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ①分離発注の徹底【継続】
- ②拡大型プロポーザル方式の導入【継続】
- ③業務成績・優良業務表彰の全国評価【継続】
- ④業務成績・優良業務表彰の業種区分評価【継続】
- ⑤業務実績の評価対象期間の見直し【継続】
- ⑥業務成績評価区分の見直し【継続】
- ⑦業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】
- ⑧マネジメント経験の実績を評価【継続】
- ⑨業務実績要件の緩和【新規】

3. 事務手続きの効率化

- ①入札説明書等の記載の簡素化【継続】
- ②入札公告資料の合理化【新規】
- ③一括審査方式の導入【継続】
- ④技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【継続】
- ⑤簡易な参加表明書を用いた審査の導入【継続】
- ⑥実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【継続】
- ⑦災害対応における随意契約、通常指名競争の活用【新規】
- ⑧資料閲覧の効率化(電子成果品の閲覧)【新規】

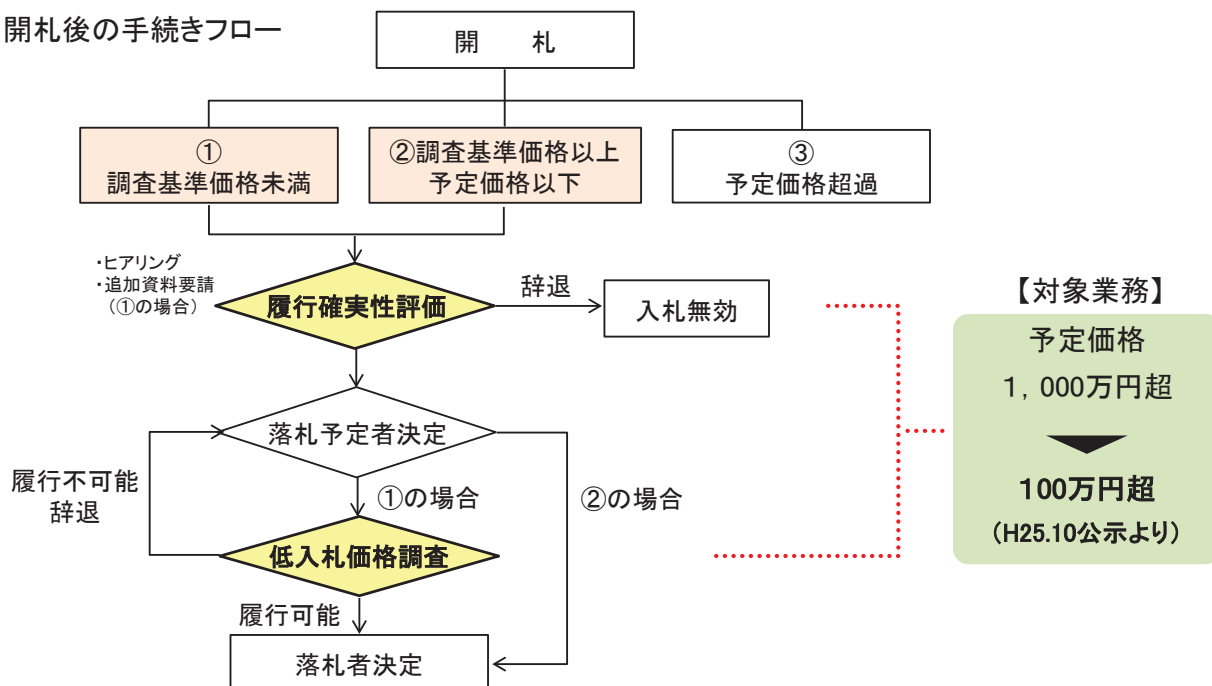
27

4. 令和2年度 継続項目

1. ① 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【継続】

- ・総合評価落札方式で発注する予定価格1,000万円を超える業務については、品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大（H25.10公示より適用）

■開札後の手続きフロー



28

4. 令和2年度 継続項目

1. ② 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【継続】

- ・「条件明示チェックシート」発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、注者に対して必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。
- ・条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更（R1.8公示より適用）
- ・試行として1事務所1件の実施を予定。

1. 条件明示チェックシートの提示時期の変更

	現 行	H31 変 更
対象業務	① 道路詳細設計（平面交差点を含む） ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む） ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提出時期	詳細設計契約後の1回目打合せ	入札公告時（条件明示チェックシートを入札参考資料として添付）

2. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないクリティカルパスが可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

29

3. 令和2年度 新規・見直し項目

1. ③ 事業促進PPP業務における受注制限緩和及び常駐・専任の緩和【新規】(R2より試行)

趣旨) 事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

対象) 平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

概要) より高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、業務(発注者支援業務等を除く)の受注制限を廃止、技術者の常駐・専任の緩和の試行を実施(発注者支援業務等の同時受注は不可とする。)

【事業促進PPP】

・事業促進を促すため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整、地元及び関係機関等との協議、事業管理、施工管理等を行う方式

出典: 国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン

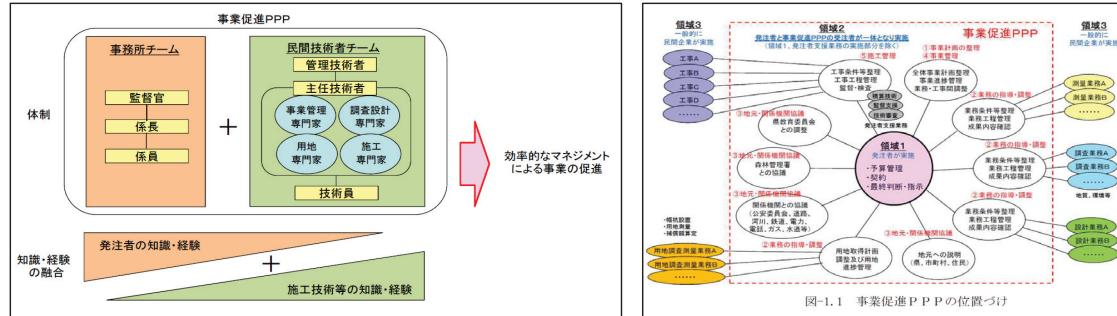


図-1.1 事業促進PPPの位置づけ

【受注制限緩和】

本省がイテラより抜粋
2.7公平中立性
事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。
4.2課題・留意事項
事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

関東試行案

事業促進PPPの工区内の業務の受注を可とする。
発注者・受注者の業務分担の明確化。
公平性・透明性確保の観点から、発注者支援業務等の同時受注制限を実施。

【常駐・専任緩和】

本省がイテラ	常駐	専任	関東試行案	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし	管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要	主任技術者	必要(いづれかで最低1名)	必要なし
技術員	必要	必要	担当技術者	必要(いづれかで最低1名)	必要なし

専任: 必要なし(手持ち業務量を2億5千万以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)
常駐: 主任・担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)
※発注者の判断で常駐・専任を求めるとは可
※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

30

3. 令和2年度 新規・見直し項目

1. ④ 適切な地域要件の設定【一部拡充】(R2.8より試行)

趣旨) 地域企業の育成、確保

対象) 総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務(本店縛りは簡易型が対象)

概要) 「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「簡易型」で発注する業務※(現地作業あり)に拡充(原則)

※: 下図(発注方式事例)①の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く)

地域要件・本店縛り

○一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中(業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
○本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
○本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的小規模な業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)①の範囲に該当する業務に原則適用

見直し(拡充)前		土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)
現場なし	比較的小規模が小 ₈₁			必要に応じて実施
	その他	x	x	x
現場あり	比較的小規模が小 ₈₁			積極的に実施
	その他	x	x	x

※1: 概ね1,500万円以下が目安

見直し(拡充)後		土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル			測量		
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)※2
現場なし	比較的小規模が小 ₈₁			必要に応じて実施			必要に応じて実施
	その他	x	x	x	x	x	x
現場あり	比較的小規模が小 ₈₁			積極的に実施			積極的に実施
	その他	x	x	x	x	x	x

※1: 概ね1,500万円以下が目安

※2: 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3: 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務

今回見直し(拡充)

31

3. 令和2年度 新規・見直し項目(参考)

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 ○：適用
×：適用しない

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記に該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】	○	×	➢砂防業務など、現地作業が困難な箇所を航空レーザ・UAV・地上レーザを利用する事例
		×	➢i-constructionの一環として3次元データ取得が必要な事例
水準測量	○	×	
定期縦横断測量	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例(河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➢i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 (設計用数値地形図データ作成仕様準拠)
既成図数値化	×	×	➢GIS等で活用される地図データベースを作成する事例(独自のレイヤ設定や作成手法)
路線測量	○	×	➢交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
		×	➢現地作業が困難な箇所など、地上レーザを利用する事例
基準点測量	○	×	
河川測量	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例(河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 (リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深淺測量②【標準的なもの】	○	×	➢急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
		×	➢面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

32

3. 令和2年度 新規・見直し項目(参考)

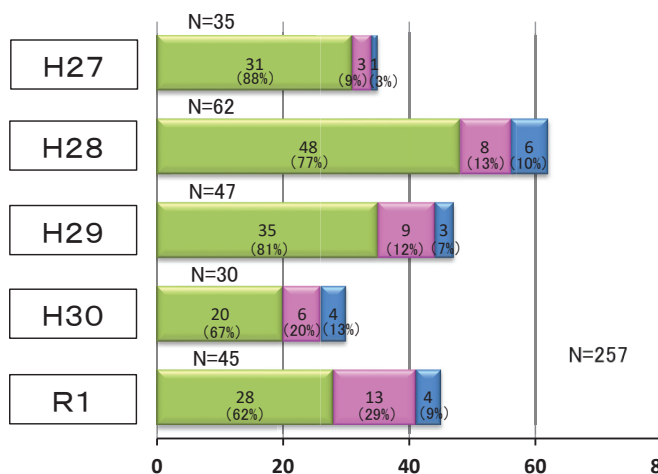
【試行状況】

- 平成28年度をピークに実施件数は減少傾向になっていたが、令和元年度に施行件数が増加。
- 試行業務に対する1件あたりの入札参加者は減少した。

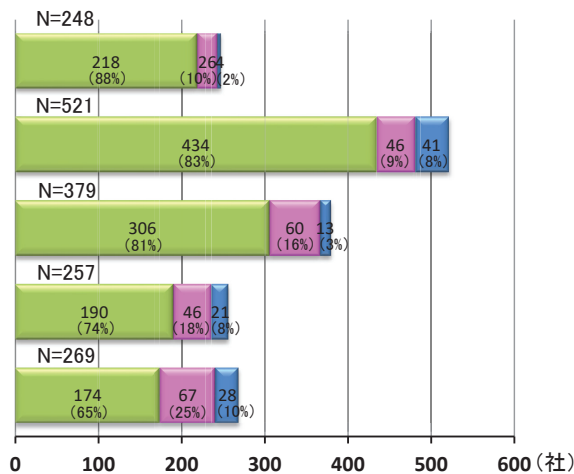
■本店の所在の有無を入札参加資格要件(本店縛り)での実施状況

(令和元年12月末現在)

【実施件数】



【入札参加者数】



【平均入札参加者数】

(1件あたり)

	H27	H28	H29	H30	R1
測量	7社/件	9社/件	8.7社/件	9.5社/件	6.2社/件
地質	8.7社/件	5.8社/件	6.7社/件	7.7社/件	5.2社/件
土木コン	4社/件	6.8社/件	4.3社/件	5.3社/件	7社/件

33

3. 令和2年度 新規・見直し項目

◆ 災害協定等に基づく活動実績の評価【新規】 (1. 品質確保と担い手の育成・確保 ⑤) (R2.8より試行)

趣旨)品確法改正、災害の激甚化などを受けた、迅速な災害対応体制の確保(災害時の地域担い手確保・育成)対象)総合評価落札方式(標準型、簡易型)で発注する全業務で選択可とする。

概要)「地域性—地域貢献度」の評価項目として「災害活動実績の評価」を新規設定 (「地理的条件」の評価は継続)

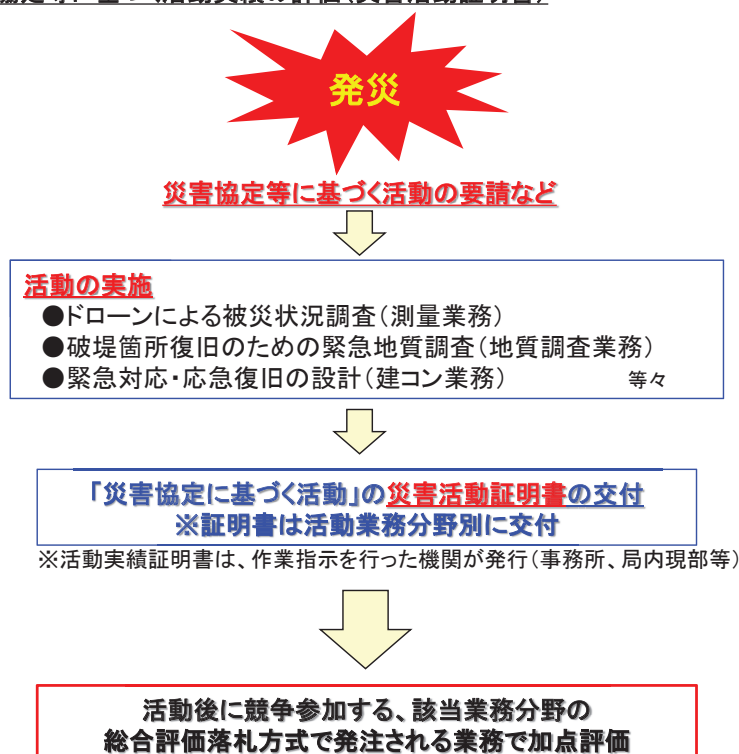
- ・**指定エリア内**における**災害活動実績を評価**
- ・災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施、『災害活動実績証明書』の交付を受けた災害活動実績(過去5年間)を評価

(「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

	地域貢献度【新規】			地理的条件【継続・評価ウェイト変更】		
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)			指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)		
評価内容	実績内容	評価ウェイト		所在地	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり		地理的条件 なし	地理的条件 あり
	発注事務所における災害活動実績がある	6	3	〇〇〇に本店がある	—	3
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 事務所等の災害活動実績がある	4	2	〇〇〇に支店・営業所がある	—	1
	関東地整管内における災害活動実績がある	2	1	上記以外	—	加点しない
対象	原則、総合評価落札方式で発注される 全業務 (選択可)			総合評価落札方式で発注され、現場作業(現地踏査等を除く)がある業務		

3. 令和2年度 新規・見直し項目(参考)

災害協定等に基づく活動実績の評価(災害活動証明書)

[illegible]

災害活動証明書

※「参加表明者の経験および能力」-「地域性」-「**地域貢献度**」※新設で評価
 [参考]本省ガイドライン
 「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「資格・実績等」-「情報収集力」-「地域貢献度」

3. 令和2年度 新規・見直し項目(参考)

「地域要件」の設定と「地域性」の評価

一部拡充

参加資格(地域要件)

○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を参加資格要件とする

○○○に本店がある

○○○に支店・営業所がある

上記以外是指名しない

資格

総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて参加資格要件として設定

評価

総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価

継続

地域性—地理的条件

○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)

○○○に本店がある

○○○に支店・営業所がある

上記以外(加点なし)

新規

地域性—地域貢献度

○指定エリア内における災害活動実績を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

○○事務所(発注事務所)における災害活動実績がある

○○事務所(発注事務所)管内災害活動実績がある

関東地整管内における災害活動実績がある

上記以外(加点なし)

36

4. 令和2年度 継続項目

1. ⑥ 自治体等の受注実績を評価【継続】

- ・企業、技術者とも、国の機関からの受注実績は無いが、関東地整管内の自治体等から同種・類似業務の受注(過去4箇年に企業2件※1、技術者1件※2以上)している場合、業務実績として評価(H23より適用)
- ・また、発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記実績が確認できれば、業務成績評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)
- ・平成27年8月以前は、総合評価落札方式(実施方針確認型)を対象とし、配点ウェイトは40%を加点。
- ・平成27年8月以降は、総合評価落札方式(簡易型)を対象とし、配点ウェイトは60%を加点。

※1：同一自治体等からの受注でなければならない ※2：企業の実績と同一自治体等からの受注でなければならない

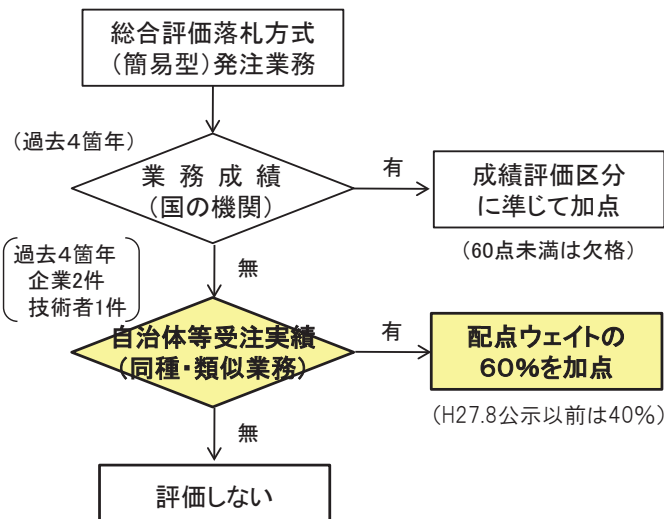
■ 自治体等の受注実績での業務成績評価

【対象となる自治体等】

- ・関東地整管内の都県、政令市
- ・ " " の特殊法人、地方公社
- ・ " " の大規模な工事を行う公益民間企業

【見直し後の業務成績評価(例：土木コンサル)】

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	78点以上
② 80%	77点以上～78点未満
③ 60%	76点以上～77点未満
④ 40%	75点以上～76点未満
⑤ 20%	74点以上～75点未満
⑥ 0%	60点以上～74点未満



37

4. 令和2年度 継続項目

1. ⑦ 若手技術者の活用を評価【継続】

- ・若手技術者の育成・確保の観点から、総合評価落札方式（簡易型）で発注する業務を対象に管理（主任）技術者の資格・実績評価における「同種・類似業務の実績」の配点割合を低減させ、技術者に若手を配置した場合に加点評価。（H27.8公示より適用）
- ・H30.8以降公示の業務より、若手技術者の対象年齢を35歳以下から40歳以下に引き上げて運用を開始

■資格・実績評価の配点

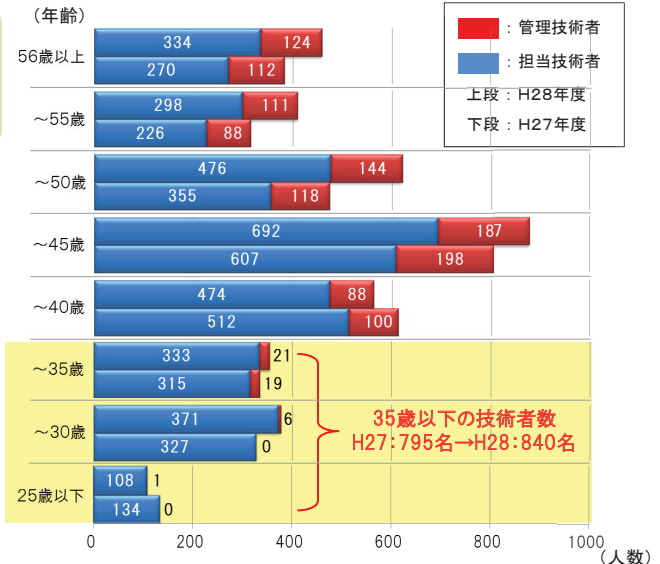
- ・管理（主任）技術者の「業務実績」の配点割合を低減させ、「若手技術者の配置」へ割振り
- ・企業は通常どおりの配点割合

指名段階における管理技術者の配点

（例：土木コンサル業務、地質調査業務）

評価項目		配点	
		通常	試行
資格・実績	技術者資格	4	4
	CPDの取得状況	1	1
	同種・類似業務の実績	10	5
成績・表彰	業務成績	30	30
	優良業務表彰等	5	5
若手技術者の配置		—	5
計		50	50

【参考：配置技術者の年齢構成（H27、H28完了業務）】



38

4. 令和2年度 継続項目（参考）

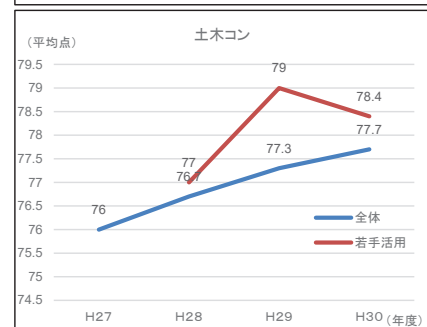
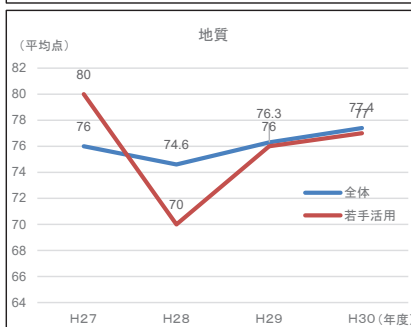
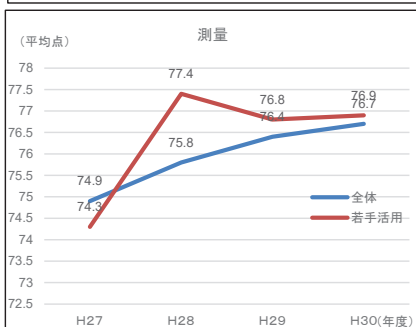
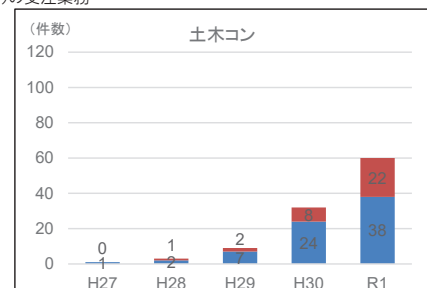
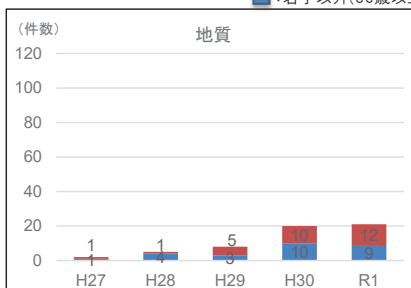
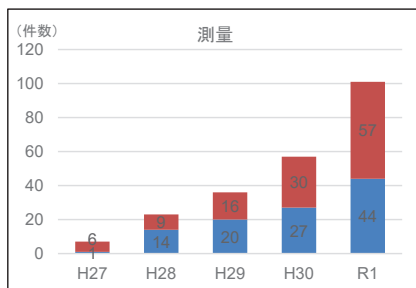
- 年々、試行案件数が大幅増加。さらに、若手技術者が業務を受注する件数も増えてきている。
- 試行対象業務において、若手技術者が受注した業務と試行対象業務全体との業務成績平均点の差は年々縮小傾向。H30年度業務については、3業種全てにおいてその差が1点以内に収まっている。

■若手技術者を評価する試行業務の発注状況

■：若手技術者による受注業務

■：若手以外（36歳以上）の受注業務

（令和元年12月末現在）



上段グラフは年度毎の発注件数（R1のみR1.12末時点）

下段グラフは当該年度に完了した業務の平均点（国債業務や繰越業務は完了年度に含まれる）

39

4. 令和2年度 継続項目

1. ⑧ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【継続】

- ・配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長(H28.8公示より適用)
- ・対象となる休業は、「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 評価年度切替 ▼					
								4月	5月	6月	7月	8月	9月
審査基準日 (公示日)	4～7月	評価対象期間 1年遡り延長					100日休業	← 公示日 →					
	8月以降	評価対象期間 2年遡り延長					200日休業 200日休業	← 公示日 →					
							累計400日休業						

□ : 評価対象期間外

40

4. 令和2年度 継続項目

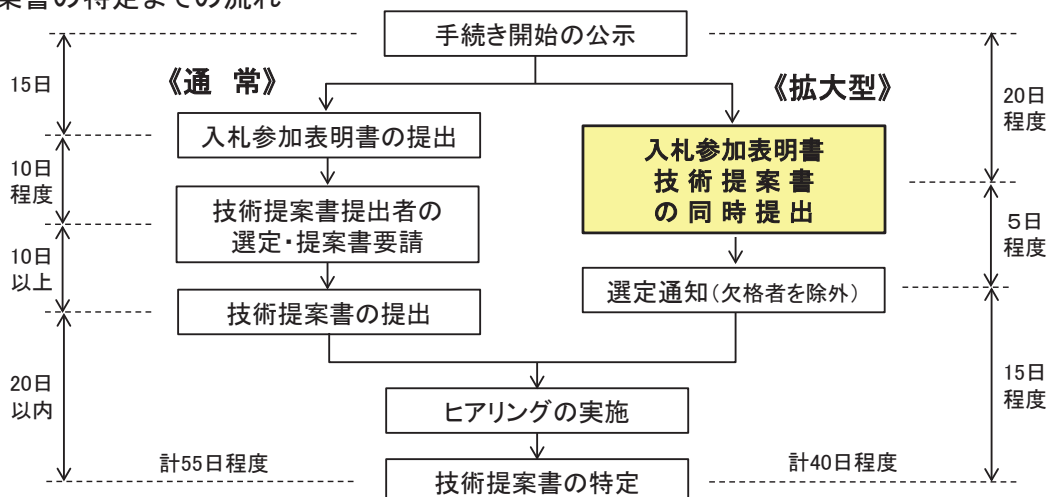
2. ① 分離発注の徹底【継続】

- ・測量、地質調査、設計等の業務は、業種区分に応じ原則分離発注。
- ・やむを得ず複合業務で発注の場合、設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保。

2. ② 拡大型プロポーザル方式の導入【継続】

- ・簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務において、幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。(H25.10公示より適用)

■技術提案書の特定までの流れ



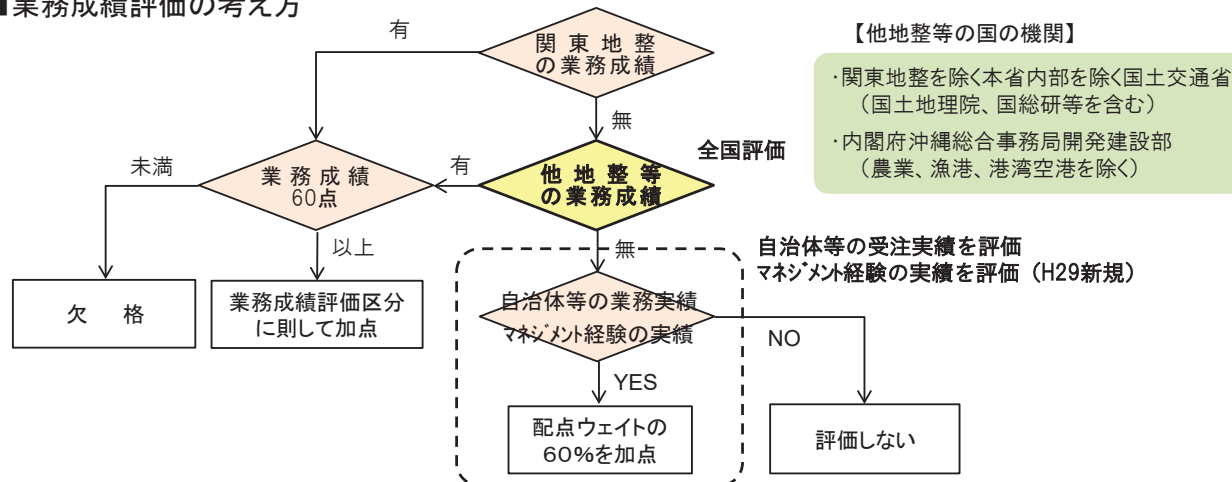
41

4. 令和2年度 継続項目

2. ③ 業務成績・優良業務表彰の全国評価【継続】

- ・関東地整発注業務において、企業(過去4箇年)、配置予定技術者(過去2箇年)の業務成績・優良業務表彰がない場合、他地整等の国の機関の実績を評価。
- ・土木コン、測量、地質調査の業種区分で発注する業務を対象(補償コンは優良業務表彰のみ)
(港湾空港、建築コン除く、優良業務表彰:H24.8公示より、業務成績:H25.10公示より適用)

■業務成績評価の考え方



2. ④ 業務成績・優良業務表彰の業種区分評価【継続】

- ・より厳格な審査・評価を実施するために、優良業務表彰(企業、技術者)の評価対象を発注業務の業種区分に限定(H28.8公示より適用)
- ・業務成績の評価対象業務について、関東実績だけでなく、全国評価の場合にも発注業務の業種区分に限定(企業のみ)(R1.8公示より適用)

42

4. 令和2年度 継続項目

2. ⑤ 業務実績の評価対象時期の見直し【継続】

- ・同種・類似業務の実績評価対象期間の評価年度切替については、業務成績・優良表彰の評価と合わせ8月としていたことから、業務完了年月によって評価対象外となっていたが、繰越制度の柔軟な活用も踏まえた「履行期限の平準化」の取組みも進めていることから、最新の業務実績を評価に反映。
- ・評価年度の切替を4月とし、過去10年+当該年度の審査基準日(公示日)までに完了した業務が対象となるよう見直し(H28.4公示より適用)
- ・評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長(実施方針1. ⑤業務実績等の評価対象機関の延長(休業考慮)【試行】を適用)

■同種・類似業務の実績評価対象期間

評価年度切替
 評価年度切替

		H19	H20	H21	~	H27	H28	H29	H30					
									4月	5月	6月	7月	8月	9月
従 前	審査基準日 (公示日)	4~7月	評価対象期間(過去10年間)							公示日				
	8月以降		評価対象期間(過去10年間)											公示日
見直し	審査基準日 (公示日)	(例) 7月の 場合	評価対象期間 (過去10年間						+ 当該年度分)		◎公示日			

：評価対象外

43

4. 令和2年度 継続項目

2. ⑥ 業務成績評価区分の見直し【継続】

・現状の業務成績評価区分では、企業・技術者とも一部の配点ウェイトに集中し、入札参加者の技術評価点に差が付きにくい状況。このため、現状の業務成績を考慮した評価区分に見直し（建築コンは配点ウェイトも見直し）
（H29.8公示より適用）

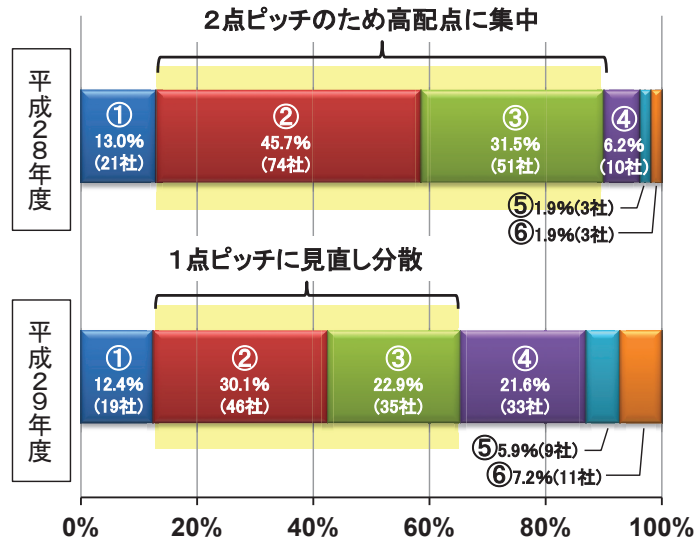
■業務成績評価区分【企業】の事例

土木コンサル

見直し前	配点ウェイト	業務成績評価区分	
①	100%	78点以上	
②	80%	76点以上～78点未満	
③	60%	74点以上～76点未満	
④	40%	72点以上～74点未満	
⑤	20%	70点以上～72点未満	
⑥	0%	60点以上～70点未満	
2点ピッチ			
見直し後	配点ウェイト	業務成績評価区分	
①	100%	78点以上	
②	80%	77点以上～78点未満	
③	60%	76点以上～77点未満	
④	40%	75点以上～76点未満	
⑤	20%	74点以上～75点未満	
⑥	0%	60点以上～74点未満	
1点ピッチ			

※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

【配点ウェイト別の企業の割合】



44

3. 令和2年度 新規・見直し項目

2. ⑦ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】（R2.8より試行）

趣旨）技術力に差がつく評価（品質確保）

対象）プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

概要）業務成績評定点（平均点）の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化をはかる

土木コンサル

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和2年度企業評価のグラフは令和元年度企業平均点（H29・30年度完了業務）のデータを元に整理
※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

H28年度まで

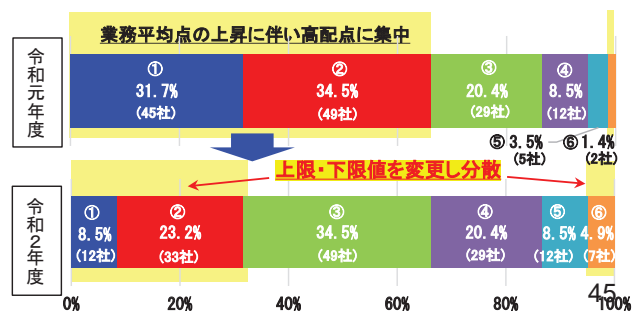
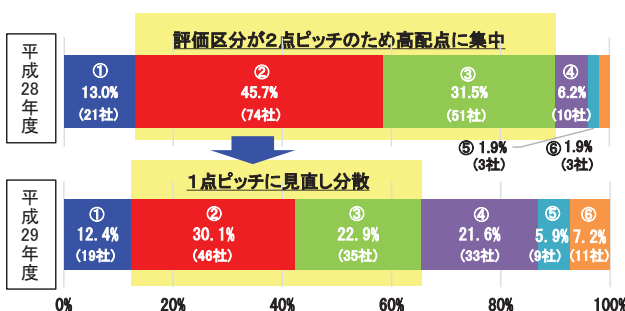
配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	78点以上
②	80%	76点以上～78点未満
③	60%	74点以上～76点未満
④	40%	72点以上～74点未満
⑤	20%	70点以上～72点未満
⑥	0%	60点以上～70点未満

H29年度から

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	78点以上
②	80%	77点以上～78点未満
③	60%	76点以上～77点未満
④	40%	75点以上～76点未満
⑤	20%	74点以上～75点未満
⑥	0%	60点以上～74点未満

R2年度から

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	79点以上
②	80%	78点以上～79点未満
③	60%	77点以上～78点未満
④	40%	76点以上～77点未満
⑤	20%	75点以上～76点未満
⑥	0%	60点以上～75点未満



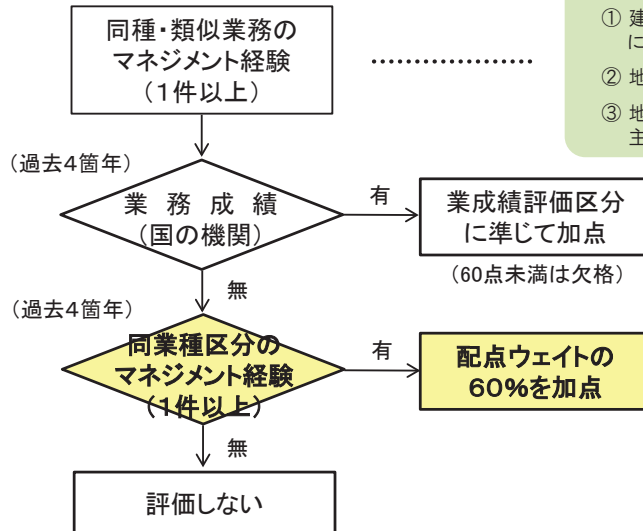
4. 令和2年度 継続項目

2. ⑧ マネジメント経験の実績を評価【継続】

- ・配置予定技術者の同種・類似業務の実績において、当該業務のマネジメント経験者として入札参加が可能であるが、マネジメント経験者は、国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合が多く、業務成績評価の加点がないことから活用されていない状況。
- ・このため、過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上マネジメントした経験を有している場合、業務成績評価において配点ウェイトの60%を加点。(H29.4公示より適用)

■ マネジメント経験者の業務成績評価

(過去10箇年)



【マネジメント経験者の要件】

以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者

- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

【見直し後の業務成績評価(例:土木コンサル)】

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	78点以上
② 80%	77点以上～78点未満
③ 60%	76点以上～77点未満
④ 40%	75点以上～76点未満
⑤ 20%	74点以上～75点未満
⑥ 0%	60点以上～74点未満

46

3. 令和2年度 新規・見直し項目

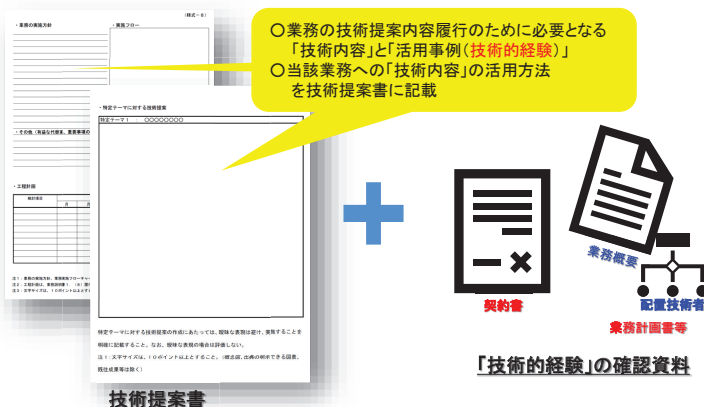
2. ⑨ 業務実績要件の緩和(試行)【新規】(R2.4より試行)

趣旨)実績が少ない分野の業務における、より高い技術力を有する企業の参加促進

対象)実績が少ない分野の業務(プロポーザル方式・拡大型)

概要)先進的な内容など関東地方整備局等の実績が少ない業務において、同種・類似業務実績を求めることで、参加者を過度に制限し、より高い技術力を有する企業を排除する可能性がある場合などに、同種・類似業務実績を求めない試行を実施。

- 特定テーマの「技術提案」と併せて、実現性確認の参考となる事例(技術的経験)を求める。
 - ⇒ 役務や自治体実績でも可
 - ⇒ 技術提案内容を裏付ける技術的経験を、参加者が選定して申請
- 業務成績が無い場合は、「技術的経験」があれば、6割ウェイトで評価
 - ※ より高い評価の業務成績を有している場合は、高い評価を採用



■ 「技術的経験」が確認できた場合

- ⇒ 技術提案内容を評価
- ⇒ 業務成績を有しない場合は、6割ウェイトで評価
- ※ より評価が高い業務成績を有する場合は高い評価を採用

■ 「技術的経験」が確認できない場合

- 「技術的経験」が技術提案内容の実現性を示していないことが明らかな場合
- ⇒ 特定しない

47

3. 令和2年度 新規・見直し項目

3. ① 入札説明書等の記載の簡素化【継続】

- ・入札説明書等の記載内容の見直しを行うとともに、共通事項はホームページに掲載し簡素化
- ・指名選定時等の評価方法を見直し、参加表明書の添付資料を簡素化。
- ・総合評価落札方式（簡易型）に限り、技術提案書の記載内容を見直し、過剰な記載を抑制することで、受注者の実施方針作成手間、発注者の評価手間を削減（H27.8公示から実施）
- ・また、実施方針における評価ポイントを明確化（H28.8公示より実施）

■技術提案書の記載内容

項 目	従 前	試 行
実施方針	・業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	・発注者が提示する、成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等 における課題（留意点）とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工 程 表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
そ の 他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

3. ② 入札公告資料の合理化【新規】（R2.4から試行）

趣旨）事務負担の軽減、記載ミスの防止

対象）プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

概要）入札説明書（個別）等に記載されている資格要件や参加表明書の提出期限などの必要事項について、定型様式にとりまとめ、入札説明書（個別）に添付。

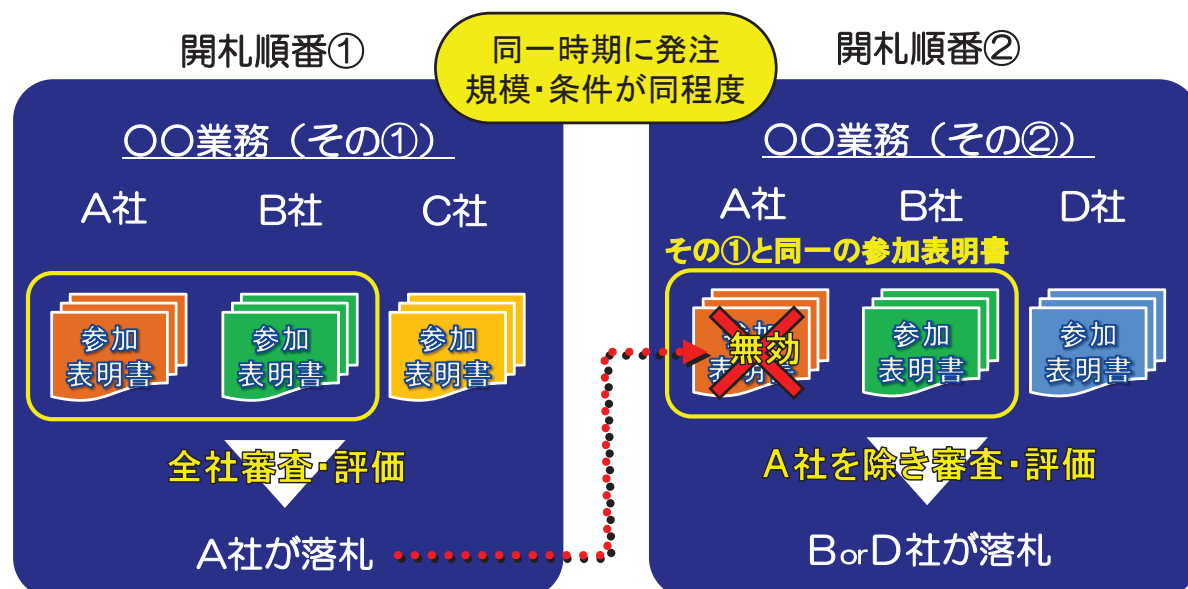
受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる

48

4. 令和2年度 継続項目

3. ③ 一括審査方式の導入【継続】

- ・同一時期に発注される規模、条件が同程度の複数業務に入札参加する場合、同一の参加表明書により評価（H28.8公示より適用）
- ・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定（重複受注は認めない）
- ・対象は、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くない総合評価落札方式で発注する業務。（例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等）



49

4. 令和2年度 継続項目

3. ④ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【継続】

- ・事務負担を軽減するために、総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務において、評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。
- ・H27年度より、詳細設計等の業務に限定して適用しているが、活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)
- ・また、更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。(H29.4公示より適用)

これまで

■対象業務

河川事業：堤防・護岸設計
道路事業：道路予備・詳細設計
構造物予備・詳細・補修設計

更なる簡素化

通常の標準型との使い分けを
個々の業務特性に応じ判断
(試行対象を全業務に拡大)

■技術点算出のための評価項目・ウェイト

※()：配点

評価項目		予定技術者		技術提案		ヒアリング
		資格・実績	成績・表彰	実施方針	評価テーマ	
評価のウェイト	標準型(1:3)	25%(50)		75%(150)		有
		10%(20)	15%(30)	25%(50)	50%(100)	
	技術者評価【試行】	50%(100)		50%(100)		有
		10%(20)	40%(80)	50%(100)	無	

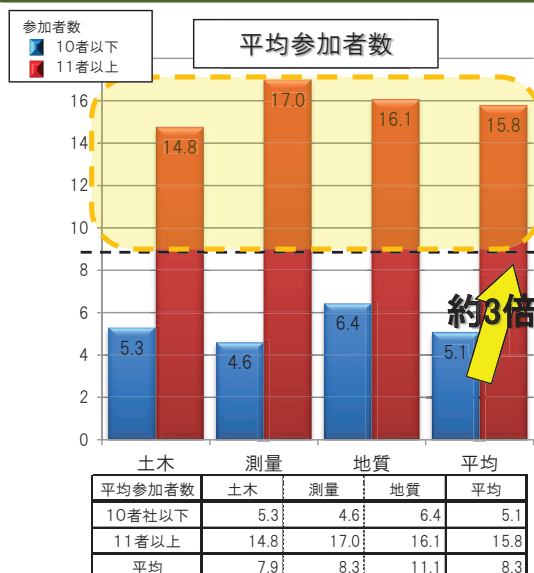
ヒアリング省略

50

4. 令和2年度 継続項目

3. ⑤ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入【継続】

- ・入札参加者から提出される参加表明書を評価・取りまとめ作業に時間を要し、手続き全体の作業量のなかでも事務負担感が大きい。
- ・このため、これまでの参加表明書に加えて、“簡易な参加表明書”を提出させ、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。
- ・また、参加表明書の様式をExcel形式にまとめ、参加表明書作成の作業が効率的に行える仕組みを構築し、参加者の事務負担の軽減を図る。(H30.8公示より適用)



10者以下の参加表明があった業務では平均参加者数は5者程度。対して11者以上の参加表明の場合は、15者程度と3倍になっている。

指名されない者の参加表明書も詳細に評価しており、多大な事務負担となっている。

非指名と想定される者の審査・評価を効率的に進め、事務負担の軽減を図る。

「予算決算及び会計令」に基づき、10者を指名(最下位順位で同点の者が複数いる場合は10者を超えて指名)

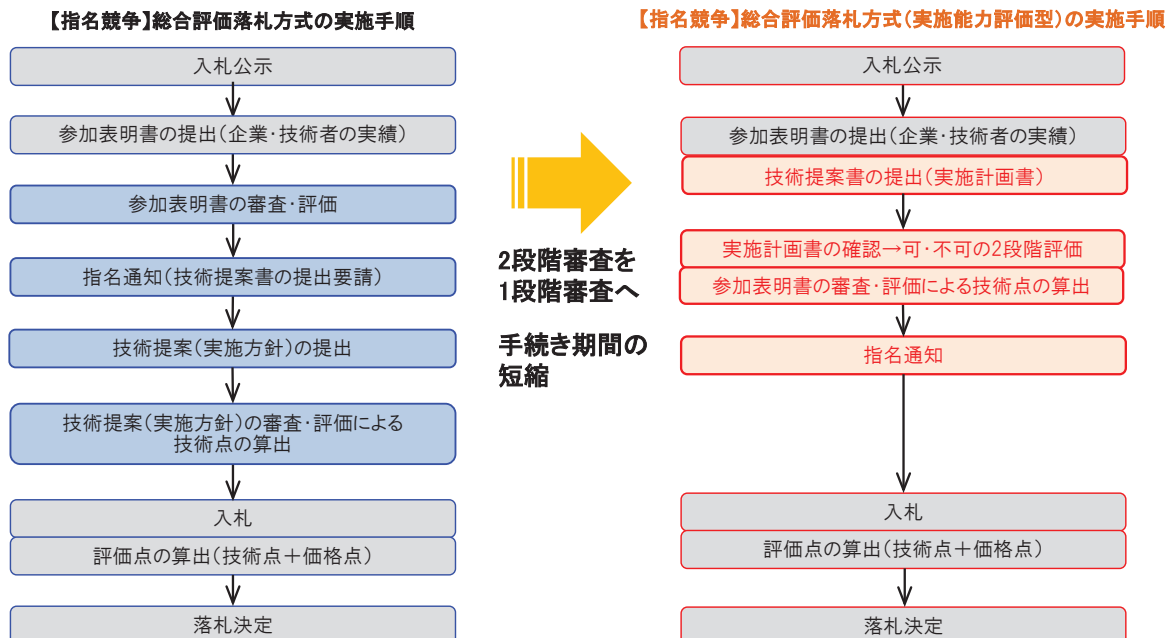
※サンプル：平成28年4月1日以降平成29年6月30日までに契約した業務(総合評価落札方式(公募型、簡易公募型、簡易公募に準じた方式))

51

4. 令和2年度 継続項目

3. ⑥ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【継続】

- ・総合評価落札方式(簡易型)で発注する一部の業務において、参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。
- ・技術提案書(実施計画書)の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。
- ・試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。(R1.8公示より適用)



52

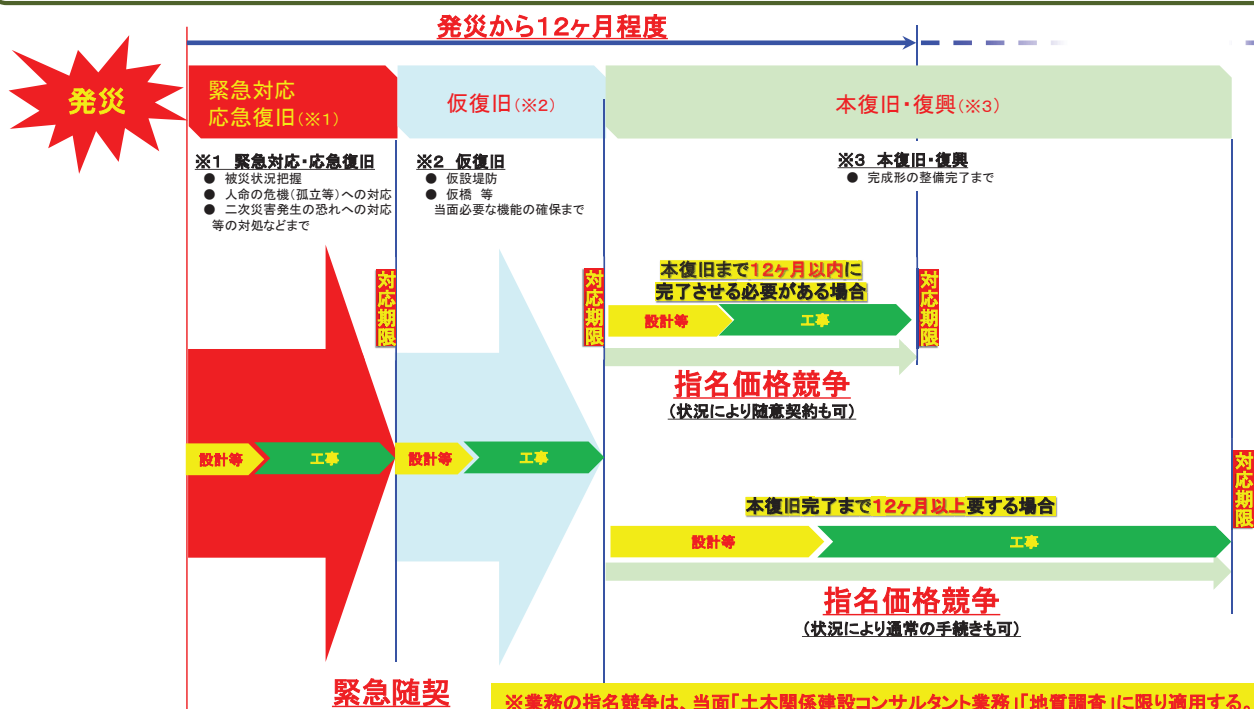
3. 令和2年度 新規・見直し項目

3. ⑦ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用【新規】 (R2より試行)

趣旨) 品確法改正、災害の激甚化などを受けた、迅速な災害対応体制の確保

対象) 災害復旧等関連の業務(※業務の指名競争は、当面「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査」に限り適用)

概要) 迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に、**随意契約、通常指名競争を積極的に活用**



53

3. 令和2年度 新規・見直し項目

3. ⑧ 資料閲覧の効率化(電子成果品の閲覧)【新規】(R2.4から試行)

趣旨)働き方改革、労働基準法改正(残業時間の上限規制)を受けた業務改善

対象)資料閲覧を行う全業務(原則)

概要)過年度成果等の資料閲覧時に、電子成果品のコピーを認めることで、資料閲覧の負担を軽減する。

資料閲覧の方法

従来

- 発注機関(事務所等)で、時間内(2時間/1社)に閲覧
- 紙ベースの成果品を閲覧(複写等は認めていない)
- 成果品の写真撮影は可

課題

- 参加者の負担が大きい(手間、時間 etc)



今後(試行案)

- 紙ベースの成果品の閲覧と併せて、電子成果品による閲覧も可とする(閲覧者が選択)
- 電子成果品(PDFデータのみ)の一時的なコピーを許可(閲覧者が持参PCでコピー)

期待される効果

⇒主に受注者側の働き方改革に寄与

- 閲覧時の負担軽減
 - ・閲覧会場での情報選別(情報の必要・不必要の見極め)が不要
 - ・閲覧会場での作業時間縮減(情報選別+写真撮影等 ⇒ PCでのデータコピー時間のみ) etc

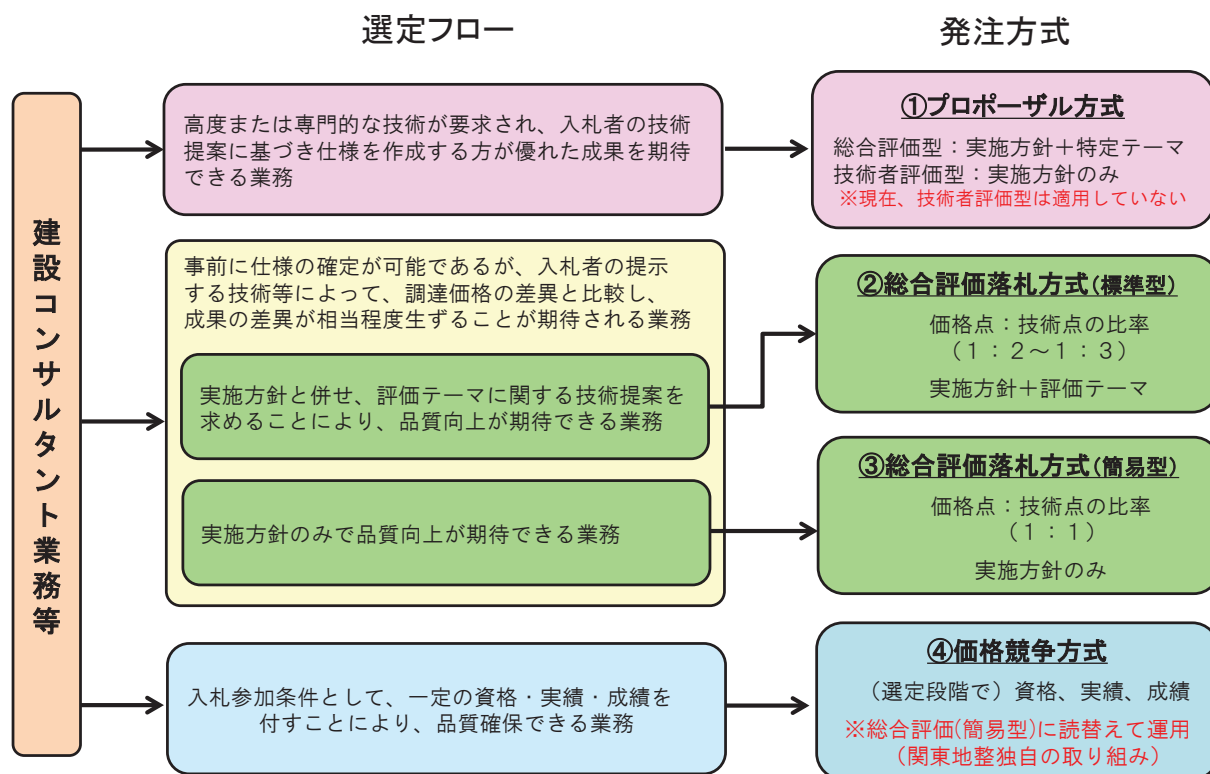


留意事項

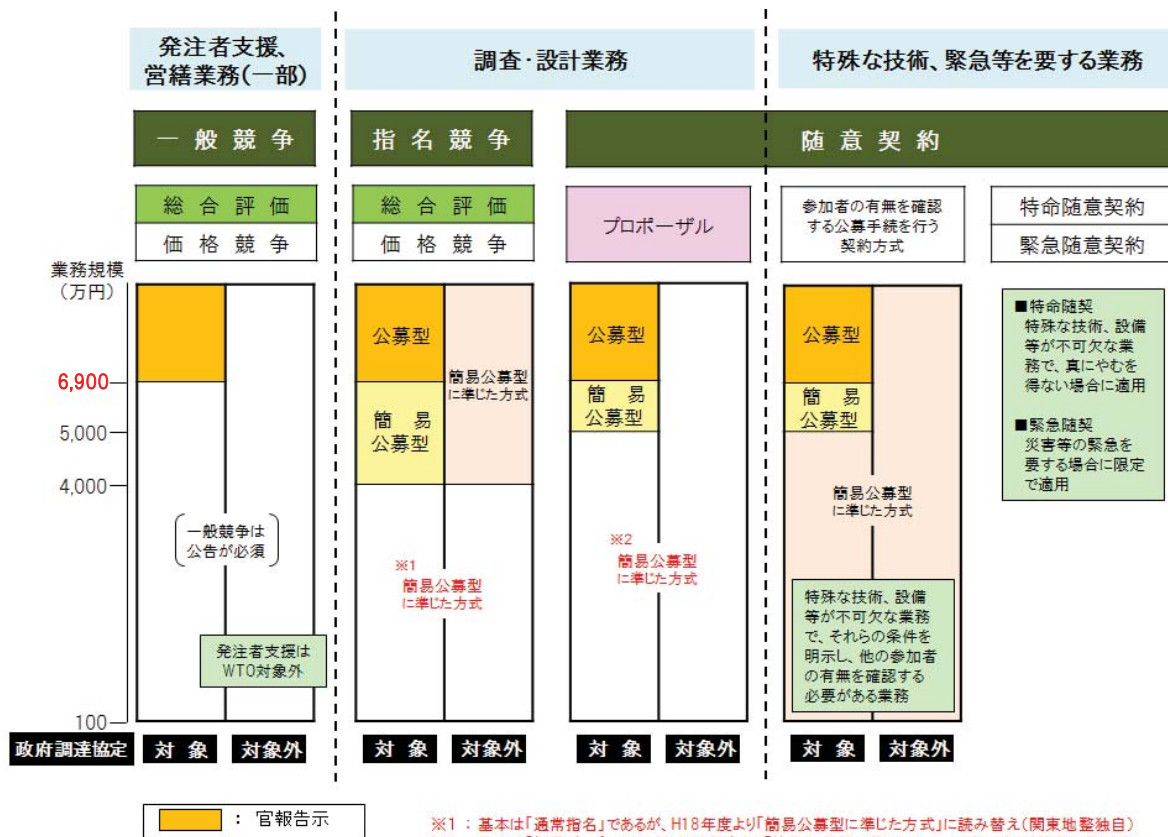
- 電子データの取扱い(セキュリティ対策)として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い(電子成果品以前の業務成果など)場合は、従前通りの閲覧(紙成果)で実施

54

参考:契約方式の選定の考え方



55



3. 設計業務等における品質確保対策

取り組み項目		対象	実施期間	特記事項
①条件明示の徹底 条件明示チェックシート(案)の活用		設計	H24年度～ H30年8月～試行的に入札公 告時に参考資料として添付	道路、橋梁、樋門・樋管、排水機場、 築堤護岸、山岳トンネル、共同溝、 砂防堰堤
受発注者 のコミュニ ケーション 円滑化の 取組み	②合同現地踏査の実施	設計		27年度から標準歩掛に収録
	③業務スケジュール管理表の活用		H22年度に一部試行 H23年度～完全実施	H29年11月から履行期間設定支援 型を策定 今年度から測量・地質にも拡大
	④ワンデーレスポンスの実施	測量 地質 設計		
	⑤業務推進審査会の設置		H29年1月～	
	⑥土木設計業務変更ガイドライン補足資料の活用		H30年2月～	
	⑦設計業務等の業務環境の改善について	測量 設計	R2年3月再周知	
	⑧合同現地踏査等における地質技術者の参画について	地質 設計	H29年度～試行	
受注者によ る確実な照 査の実施	適正な照査期間の確保			
	照査報告に関する照査技術者との打合せの実施		H23年(12月)～	27年度から標準歩掛に収録
	⑨照査体制の強化「赤黄チェック」	設計	詳細設計について 平成25年(10月)～試行 平成28年4月～完全実施	照査の根拠となる資料を示すことが できる照査方法の実施と発注者へ の提示

通達やエクセルデータについては、イントラに掲載があります。

【通知・通達・事務連絡】http://10.160.8.7/siryokan/22/20/kijun2/k20104/kijun2_0104.htm

【品質確保対策】http://10.160.8.7/siryokan/22/20/kijun2/k20105/kijun2_0105.htm

58

①条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行)

予備設計等で整理した条件明示チェックシートを、詳細設計業務の**業務着手時**(契約後)受注者に対して、提示する。⇒必要な情報を漏れなく明示するためのツールとして活用。

対象となる業務・・・下記の「予備・詳細設計」

- 道路 ○橋梁 ○樋門・樋管
- 排水機場 ○築堤護岸 ○山岳トンネル
- 共同溝 ○砂防堰堤

作成から提示までの手順

- 対象業務の条件明示チェックシート(案)を用意
- チェックシートの項目②～④を記載
※予備設計でチェックシート作成済みの場合は
確認の上、必要に応じて追記する
- 「設計業務の条件明示検討会(仮称)」の
開催 ←チェックシートの内容の確認
- 業務着手時(契約後)**、シートを受注者に提
示
提示時に⑤も記載

チェックシートの構成と項目

- ① 詳細設計業務実施に必要な条件
・明示項目
・主な内容 ←(案)に記載済み
- ② 対象項目
(条件明示の対象なら○、対象外なら×を記載)
- ③ 確認状況および確認日
(全確定なら○、一部確定は△、未確定は×
の記号と、それを確認した日付を記載)
- ④ 確認資料 (資料の名称、頁番号等を記載)
- ⑤ 備考 (③が△×の進捗状況を記入)

効果

- ◆明示すべき事項の漏れを防止できる
- ◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

59

1. 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示

- ・「条件明示チェックシート」発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に対して必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。
- ・条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更(H31.8公示より適用)。
- ・**試行として1事務所1件の実施をお願いします。**

2. 試行的に行う条件明示チェックシートの提示時期の変更

	H30年度以前	H31度～試行的に実施
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む)、② 橋梁詳細設計、③ 樋門・樋管詳細設計、④ 排水機場詳細設計、⑤ 築堤護岸詳細設計、⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、⑦ 共同溝詳細設計、⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提出時期	詳細設計契約後の1回目打合せ	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

3. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
 - ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
- 例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないクリティカルパスが可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

② 合同現地踏査(コミュニケーションの円滑化)

1. 目的

- ・受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認。
- ⇒設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。

平成23年度より

2. 実施内容

■概要

設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

[事例]設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

■実施体制

受注者 (管理技術者)

発注者 (主任調査員または調査職員)

■留意点

- ・業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- ・受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ・実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

3. 対象

- ・重要構造物に関する詳細設計業務について原則実施。

ただし、その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施可能。また、受発注者協議により、複数回実施することも可能。

測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において、通常の工程表に加えて、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「業務スケジュール管理表」を受注者が作成し、発注者と共有する。

平成23年度より

様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

業務名、受注者名、管理技術者名等を記載		現在の状況、課題、当面の目標等を記載				
作業項目	8月	9月	10月	11月	備考	
打合せ	○		○	○		
現地踏査	■	工程表(バーチャート)				
〇〇設計		★ 中間確認				
照査				■		

着手日	作業事項(タスク)	作業者		状況	目標	懸案事項
		発	受			
			○	完了		
		○			9月末	

判断等を要する事項、未確定事項のリスト

今年度より、行・列の挿入・削除ができるようシートの保護を解除することとします。

作成手順と活用方法

① 受注者が作成し初回打合せ時に提示

↓
(業務の進捗、状況変化で内容が変わる)

② 次の打合せ時に内容を加筆修正した版を受注者が作成し提示

↓

③ スケジュール確定まで②を繰り返す

※業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、履行中に発注者の判断・指示が必要な事項について受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限内に業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。

※活用状況について報告をお願いします。

効果

- ◆ 業務履行上の課題を明確にできる
- ◆ 適正な履行期間の確保

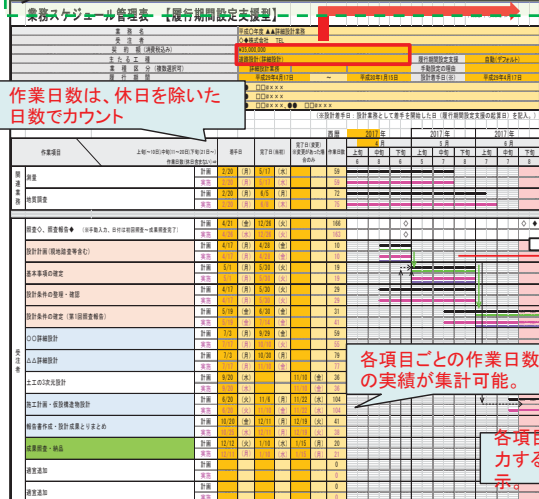
62

③業務スケジュール管理表(履行期間設定支援型)(試行)について

- 詳細設計業務及び検討業務の作業項目について過去の作業期間に基づき履行期間を設定できる、「履行期間設定支援型」・「検討業務型」を作成しました。
- 「契約金額」「主たる工種」から実績に基づく条件確定時期等までの標準的な作業期間が表示されます。
- 本ツールを発注時の履行期間の設定に活用、契約後は業務スケジュール管理表として活用する試行業務を実施しています。

平成29年11月より

業務スケジュール管理表(履行期間設定支援型)のイメージ



「契約金額」「主たる工種」の情報から、標準的な作業完了時期を表示(※)

- ① 設計条件の確定(第1回照査報告)
- ② 報告書とりまとめ時期
- ③ 成果照査・納品時期

※実績から平均、標準偏差等に基づき設定。



参照: 分類データ

- 【契約金額】
- ① 1,000万円未満
 - ② 1,000万円～2,000万円
 - ③ 2,000万円～3,000万円
 - ④ 3,000万円～4,000万円
 - ⑤ 4,000万円～5,000万円
 - ⑥ 5,000万円以上
- 【主たる工種】
- ① 道路橋設計【詳細設計】
 - ② 道路設計【詳細設計】
 - ③ トンネル設計【詳細設計】
 - ④ 河川構造物設計【詳細設計】
 - ⑤ 砂防構造物設計【詳細設計】
 - ⑥ その他設計【詳細設計】
 - ⑦ その他業務

※ただし、「⑦その他業務」については設定支援のハイライト表示機能は未実装。履行期間の審判のための活用を想定。

※ 適宜業務内容に応じて受発注者双方が利用しやすい様式に変更することは妨げない

63

1. 目的

- ・受注者からの設計条件に関する質問・協議に迅速に対応することで、円滑な業務の進捗を図る。

平成23年度より

2. 実施内容

■概要

- ・業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合には、その日のうちに回答することを原則とし、回答に検討期間を要する場合には、受注者に優先順位や重要度を確認したうえで、適切な回答期限を設定し、確実に回答を行う

■留意点

- ・回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。
- ・回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の正確性を重視する。

3. 対象

- ・全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務を対象。

64

⑤業務推進審査会の設置

業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化する。

平成28年度より

業務推進審査会の概要

【出席者】

発注者	受注者
● (技)副所長 ● 発注担当課長 ● 主任調査員 等	● 管理技術者 ● 照査技術者 等

【審査項目】

- ◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の変更
- ◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処 など

【実施時期】

- ◆ 受注者からの開催要請時
- ◆ 発注者発議の契約変更時 等

変更項目の例

- 事業計画変更に伴う業務範囲の追加・拡大
- 第三者(外部)に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

- ◆ 適切な変更契約の実施
(増額、履行期限延伸等)
- ◆ 受発注者間の意思表示の明確化
→手戻りの防止、受発注者双方の
- ◆ 業務量の縮減
- ◆ 繰越等の円滑化

65

土木設計業務等変更ガイドラインと土木設計業務等変更ガイドライン補足資料の活用

- ✓ 土木設計業務等の変更について、**適正な運用を図るため**、国土交通省で「**土木設計業務等変更ガイドライン**」を平成27年3月30日に策定し、運用を開始したところです。
- ✓ 関東地方整備局としても、「土木設計業務等変更ガイドライン」をもっと活用し、事例を含めてわかりやすいように、「**土木設計業務等変更ガイドライン補足資料**」を作成しました。
- ✓ 以下に、活用方法の事例を示します。

土木設計業務等変更ガイドライン(ページ7)

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の内容の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約書第18条第1項第四号)

○ 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地調査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

受注者	発注者
「契約書第18条(条件変更等)第1項第四号」に基づき、自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに発注者に通知	発注者は第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更

受注者及び発注者は契約書第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
(5) 関連する他の建設等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の履行ができなかった。
(6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

土木設計業務等変更ガイドライン補足資料(ページ8)

4) 「設計図書の履行条件相違(設計項目の追加)」の設計変更

土木設計業務等変更ガイドラインの関連箇所(ページ7)
2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第18条第1項第四号)

変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2カ所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との協議確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1カ所に集約する代替案が協議となり、橋梁集約案の概略設計図を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道橋梁確認のための資料」とは様式に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項
➢ 受注者は、履行条件の相違(関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた)ことを直ちに発注者に通知する。

調査・調査結果通知 契約書第18条第2、3項
➢ 受注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業(橋梁集約案の概略図作成、事業費算出)」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更・委託料変更 契約書第18条第4、5項、第25条
➢ 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続きを行う。

具体的な事例

ホームページにも掲載しています: <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html>

66

⑦設計業務等の業務環境改善(ウィークリースタンス)

- 令和2年契約の**土木関係建設コンサルタント業務・測量業務**を対象に、**重点的に業務環境の改善に向けた取り組みを実施**。
- 「**マンデー・ノーピリオド**」、「**ウェンズデー・ホーム**」及び「**フライデー・ノーリクエスト**」を重点的に実施し、業務環境改善に努める。

(1) 業務の初回打合せ時の対応

業務打合せ時に、取組項目を**受発注者間で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する**。

【設定項目】

- ① 月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- ② 水曜日は定時の帰宅に心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- ③ 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- ⑥ 金曜日でも定時の帰宅に心掛ける

上記の①、②及び③の業務環境改善について重点的に取り組むこととする。

また、その他の項目についても業務特性を踏まえて、積極的に取り組み、業務環境改善を行うものとする。

(2) その他

上記(1)以外で、受発注者間において確認の上決定した業務環境改善に関わる取組について厳守すること。

- (3) 上記(1)、(2)については、各職場において重点的に取り組むこととするが、やむを得ず受注者に業務指示を行う場合には、主任調査員または調査員より管理技術者に対して、その理由と作業依頼を明確に指示すること。

重点的に実施する内容について、年度の途中で変更になる場合もあります。

変更になる場合は、再度通知します。

ホームページにも掲載しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000743495.pdf

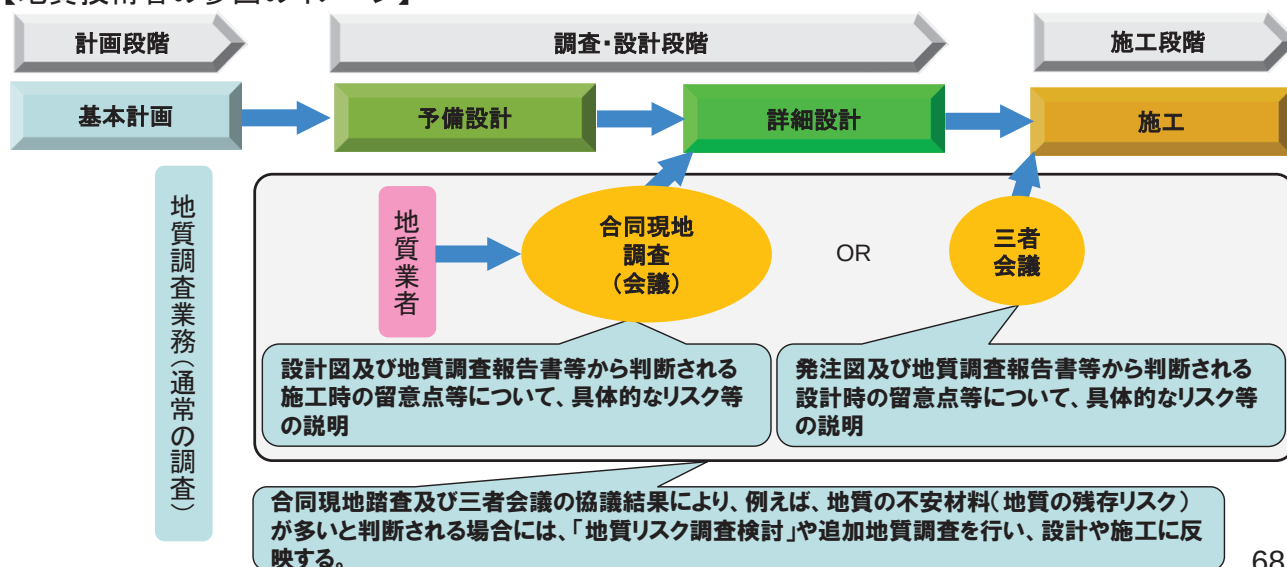


67

1. 目的

発注者と土木設計業務等受注者が合同で行う現地踏査や、発注者、土木工事および土木設計業務等受注者で実施する三者会議に地質技術者が参画する試行を行う。
地質調査で明らかになった地質に関する留意事項について、設計や施工に反映することで品質確保を図る。

【地質技術者の参画のイメージ】



68

【地質技術者の参加による効果の例】

現行における潜在的リスク	対策場面	効果
支持層の不陸による杭基礎の打設深度不足	合同現地踏査(会議)	具体的な箇所の必要打設深度の共有
埋没した旧河道の脆弱な地質による破堤	合同現地踏査(会議)(現場)	対策箇所の優先順位
土被りの地質・層厚・強度などの不連続性や破碎帯の存在などによるトンネルの崩壊や異常出水	合同現地踏査(会議) 三者会議	工法選定、施工中の予防保全策の共有
未確認のすべり面の存在や豪雨・豪雪による地下水位の変動による斜面・切土のすべり破壊、崩壊	合同現地踏査(会議)(現場) 三者会議	施工手順や速度調整、地盤や地下水位の挙動(モニタリング)等の共有
ずりの重金属問題	合同現地踏査(会議) 三者会議	路線選定、ずりの処理量・処理方法、盛土場設計の工法選定などの共有
地下水の水質に起因するコンクリート基礎の腐食	合同現地踏査(会議)	工法・材料の選定の共有
予期せぬ砂層などの存在による地下水位低下工法の機能不全	合同現地踏査(会議)	工法選定の共有

69

◆目的

平成25年10月～

- 設計業務の成果の不具合が生じる原因の一因として受注者による確実な照査が十分に実施されていないという問題が指摘されているところであり、設計不具合の主要因は、データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)が挙げられている。

照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)を防止する。

◆対象業務：詳細設計業務

※平成25年10月から試行、平成28年4月より完全実施。積算基準にも歩掛掲載。

◆具体的な取組み

詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法で行うこととする。

また、成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示する。

(成果品として納める必要はないが、照査報告書および打合せ記録簿に資料の提示の有無を記載)

【例】作成した資料に、

- ①確認マークを黄色に、
- ②修正箇所の訂正を赤文字に、
- ③修正結果の確認マークを青色で行う。

赤・黄チェックの事例

植軸方向				
タイプIの設計図面、分担重量				タイプIIの設計図面、分担重量
C I zkhco	khg	0.4C I z	Wu(kn)	C II zkhco
1.0231	0.50	0.40	10,900.00	1.1969
1.02				1.20

植軸直交方向				
タイプIの設計図面、分担重量				タイプIIの設計図面、分担重量
C I zkhco	khg	0.4C I z	Wu(kn)	C II zkhco
1.0668	0.50	0.40	10,900.00	1.2508
1.07				1.25

C I zkhco : 地域別補正係数 × 設計水平震度(タイプI)の標準値
 C II zkhco : 地域別補正係数 × 設計水平震度(タイプII)の標準値
 khg : 地震面における設計水平震度
 0.4C I z : 震害(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプI)
 0.4C II z : 震害(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプII)
 Wu : 橋面が支持している上部工重量

【例】作成した資料に、
 ①確認マークを黄色に、
 ②修正箇所の訂正を赤文字に、
 ③修正結果の確認マークを青色で行う。

70

4. 設計業務等共通仕様書・標準積算基準等の改定

- ①. 設計業務等標準積算基準書及び参考資料の改定
- ②. 設計業務等共通仕様書の改定
- ③. 発注者支援業務共通仕様書の改定

①.設計業務等標準積算基準書及び参考資料の改定

改定概要

歩掛等に変更がある改定

働き方改革に取り組める環境整備

- 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化

i-Constructionのさらなる拡大

- 測量調査費への計上を明記

実態との乖離の是正

- 測量作業における内容の見直し
 - ・用地測量における打合せ回数の見直し
 - ・機械経費、通信運搬費等、材料費の見直し
- 以下の2項目について、標準歩掛を改定
 - ・道路予備修正設計(B)
 - ・橋梁詳細設計

歩掛等に変更のない改定

根拠となる基準類の改定に伴う名称等の修正

- 公共測量作業規程準則の改定に伴い、作業内容の追記や注釈等の変更
- 日本工業規格(JIS)の改正に伴い名称が一般化されたことに伴う修正

その他の修正

- 歩掛の補足事項を追記
- 新調査設計積算システムとの整合や基準書内で不一致の表現の統一
- その他

注意事項

➢ 4月1日以降入札書提出期限を設定している業務から適用

詳細については、以下のURLをご覧ください。

基準書⇒(1) <http://www.mlit.go.jp/common/001331747.pdf>

(3) <http://www.mlit.go.jp/common/001331748.pdf>

参考資料⇒ <http://www.mlit.go.jp/common/001329021.pdf>

(2) <http://www.mlit.go.jp/common/001331109.pdf>

(4) <http://www.mlit.go.jp/common/001329020.pdf>

72

①.設計業務等標準積算基準書及び参考資料の改定

歩掛等に変更がある改定

働き方改革に取り組める環境整備

◆ 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化

✓ 実態を踏まえ、平成31年度版にて旅費交通費の原則率化について一部改訂したところであるが、今年度宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても、原則率化等により、積算の効率化を図る。

□ 参考資料 参考資料第1編 総則 第2章 積算基準(参考資料) 第1節 積算基準 1-3旅費交通費 1-3-1旅費交通費の率を用いた積算に追加
【平成31年度版基準書掲載ページ;参1-2-4】

従来の積算方法



宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費は積上げにより算出

【注意点】

「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、従来どおり別途計上

※ 往復旅行時間にかかる直接人件費
＝基準日額(技術者単価)×移動日数 … ③

改訂後の積算方法

区分	旅費	旅費の上限(千円)
測量業務	直接人件費の0.83%	313
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904

※ 旅費＝(直接人件費または直接調査費)×率 … ①

区分	日当・宿泊料(千円)
測量業務	7.3X
地質調査業務	6.6X
土木設計業務	9.1X
調査、計画業務	9.1X

※ 日当＋宿泊料＝係数×X … ②

X: 延べ宿泊日数、滞在日数(日)

宿泊、滞在を伴う業務に係る旅費の率化、日当、宿泊料を数式化

⇒率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出

※旅費交通費＝①＋②＋③

※平成31年度版基準書掲載ページについては、改定にあたりページが前後する場合があります。

73

①.設計業務等標準積算基準書及び参考資料の改定

歩掛等に変更がある改定

i-Constructionのさらなる拡大

◆ 測量設計費としての計上するもの

- ✓ 「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」について「ICTの全面的な活用推進に関する実施方針」で定められた各実施要領に基づき、測量調査費として計上する旨、設計業務等標準積算基準書に追記する。

□ 基準書第1編測量業務 第1章測量業務積算基準 第1節測量業務積算基準 1-4測量業務費の積算方式 1-4-1測量業務費 3.測量調査費に追加
【平成31年度版基準書掲載ページ; 1-1-3】

設計業務等積算基準書の修正内容

改 正	現 行
1-4 測量業務費の積算方式 1-4-1 測量業務費 3. 測量調査費 測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 測量調査についての運用は、別表第2による。 なお、「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。	1-4 測量業務費の積算方式 1-4-1 測量業務費 3. 測量調査費 測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 なお、測量調査についての運用は、別表第2による。

改定背景:「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については『ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針』で定められている各実施要領に基づくこととされており、また、各実施要領において、「測量調査費」として積算することとされているが、今般、その取り扱いを明確化するため、設計業務等積算基準書に明記することとした。

※平成31年度版基準書掲載ページについては、改定にあたりページが前後する場合があります。

74

①.設計業務等標準積算基準書及び参考資料の改定

歩掛等に変更がある改定

実態との乖離の是正

◆ 用地測量に関する打合せ回数の見直し

- ✓ 用地測量における打合せ回数については、基準では中間打合せを5回としているが、妥当ではないという意見があり、また、国土調査の有無等で打合せ回数も異なることから、該当項目を削除する。

□ 基準書第1編測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第7節用地測量 7-5その他 を削除する。

【平成31年度版基準書掲載ページ; 1-2-51】

設計業務等積算基準書の修正内容

改 正	現 行
削除	7-5 その他 (1) 打合せ 中間打合せの回数は5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

◆ 測量作業における機械経費、通信運搬費、材料費の見直し

- ✓ 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合について見直す。

□ 基準書 第1編測量作業 第12節機械経費等12-1機械経費、通信運搬費等、材料費

【平成31年度版基準書掲載ページ; 1-2-83～1-2-87】

※平成31年度版基準書掲載ページについては、改定にあたりページが前後する場合があります。

75

①.設計業務等標準積算基準書及び参考資料の改定

実態との乖離の是正

歩掛等に変更がある改定

◆ 歩掛の見直し

1. 改定概要 ①

○道路予備修正設計(B)において、実態と乖離のあった歩掛を改定

その他の歩掛においても、歩掛調査に併せて適宜改定

□基準書第3編土木設計業務 第2章土木設計業務 第2節道路設計 2-2道路予備設計 2-2-4道路予備修正設計(B)を改定 【平成31年度版基準書掲載ページ:3-2-6】

2. 改定内容

※平成31年度版基準書掲載ページについては、改定にあたりページが前後する場合があります。

1Kmあたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	現行からの変動※1※2
設計計画	現行歩掛		0.5	0.5	1.0		
	改定歩掛		0.6	0.6	1.2		+15,000円程度
1Kmあたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	現行からの変動※1※2
現地踏査	現行歩掛			0.5	1.0		
	改定歩掛		0.5	0.6	0.9		+25,000円程度
1Kmあたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
横断・小構造物・用排水及び道路付帯構造物設計※3	現行歩掛		1.0	0.5	1.0	1.5	
	改定歩掛		0.7	0.5	0.8	0.8	横断設計
	〃		0.1	0.3	0.6	0.6	道路付帯構造物及び小構造物設計
	〃		0.3	0.2	0.6	0.9	用排水設計

※1 現行からの変動は、R1技術者単価で試算 ※2 単位当たりの歩掛で算出

※3 現行歩掛を「横断設計」・「道路付帯構造物及び小構造物設計」・「用排水設計」の各段階ごとに分解

76

①.設計業務等標準積算基準書及び参考資料の改定

実態との乖離の是正

歩掛等に変更がある改定

2. 改定内容(つづき)

1Kmあたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
設計図・用地幅杭計画及び関係機関との協議資料作成※3	現行歩掛			1.0	1.0	1.0	
	改定歩掛			0.8	1.3	1.8	設計図
	〃			0.7	0.9	0.8	関係機関との協議資料作成
	〃			0.4	0.7	0.5	用地幅杭計画
1Kmあたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	現行からの変動※1※2
概算工事費算出	現行歩掛				0.5	1.5	
	改定歩掛				1.5	1.1	+20,000円程度
1Kmあたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	現行からの変動※1※2
照査及び報告書作成	現行歩掛	1.0	0.5	1.0	0.5		
	改定歩掛	1.2	1.0	1.4	0.6		+52,000円程度

※1 現行からの変動は、R1技術者単価で試算

※2 単位当たりの歩掛で算出

※3 現行歩掛を「設計図」・「関係機関との協議資料の作成」・「用地幅杭計画」の各段階ごとに分解

77

実態との乖離の是正

歩掛等に変更がある改定

1. 改定概要②

○ 橋梁設計において、実態と乖離のあった歩掛を改定

□ 基準書第3編土木設計業務 第2章土木設計業務 第8節橋梁設計 8-2橋梁詳細設計を改定

【平成31年度版基準書掲載ページ;3-2-60・3-2-61】

2. 改定内容

※平成31年度版基準書掲載ページについては、改定にあたりページが前後する場合があります。

1橋あたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	現行からの変動※1※2
座標計算	現行歩掛		0.5	1.5	1.5		
	改定歩掛		0.7	1.9	2.1		+45,000円程度
1橋あたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	現行からの変動※1※2
動的照査	現行歩掛	3.5	7.0	8.5	8.5		
	改定歩掛	3.5	6.8	9.3	9.3		+45,000円程度
1業務あたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	現行からの変動※1※2
関係機関との協議資料作成	現行歩掛			2.5	2.0	2.5	
	改定歩掛		1.2	3.3	3.1	3.3	+140,000円程度
1業務あたり		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	現行からの変動※1※2
現地踏査	現行歩掛	1.0	1.5	1.0			
	改定歩掛	1.4	1.9	1.9			+75,000円程度

※1 現行からの変動は、R1技術者単価で試算

※2 単位当たりの歩掛で算出

なお、動的照査の歩掛については、2次元モデルを対象としたものなので、欄外の注釈に「本歩掛は2次元モデルを対象としている。」を追記する。

78

歩掛等に変更のない改定

根拠となる基準類の改定に伴う名称等の修正

◆ 公共測量作業規定準則(以下準則)の改定に伴う修正

ー 準則の基準点測量において、従来のレベルによる水準測量のほか、GNSS測量機による水準測量が追加されたことに伴い、該当する作業内容を明記する。(以下の赤字部分を追記)

✓【現行】1～4級水準測量 ⇒【改正】1～4級水準測量(レベル等による)

ー「UAV測量を用いた公共測量マニュアル(案)」・「地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)」が準則に組み込まれ、該当歩掛は、準則に沿った作業内容となるため、欄外の注釈の一部を削除する。

✓ UAV測量

【現行】(注)1. 本表は別途定めるUAVを用いた公共測量マニュアル(案)第3編に沿って行う場合に適用する。

⇒【改正】削除(2.以降繰り上げ)

✓ 地上レーザ測量

【現行】(注)1. 本表は別途定める地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)第3編に沿って行う場合に適用する。

⇒【改正】削除(2.以降繰り上げ)

◆ 日本工業規格(JIS)の改正に伴い、一般的な名称として認知されたことによる修正。

ただし、混乱を防ぐため、()内に従来の表現も併記する。

ー【現行】シンウォールサンプリング ⇒【改正】固定ピストン式シンウォールサンプラー(シンウォールサンプリング)

ー【現行】デニソンサンプリング ⇒【改正】ロータリ式二重管サンプラー(デニソンサンプリング)

ー【現行】トリプルサンプリング ⇒【改正】ロータリ式三重管サンプラー(トリプルサンプリング)

ー【現行】孔内水平載荷試験 ⇒【改正】プレッシャーメータ試験(孔内水平載荷試験)

ー【現行】オランダ式二重管コーン貫入試験 ⇒【改正】機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験

◆ 歩掛の補足等の追記

ー河川構造物(樋門)設計において、欄外の注釈に「パース作成費用は別途計上」する旨の補足を追記

»【現行】記載なし ⇒【改正】パース作成は必要に応じて計上する。

ー橋梁定期点検業務において、電子成果品作成費の引用先が記載されていないため、追加

»【現行】記載なし ⇒【改正】電子成果品作成費は「土木設計業務等標準積算基準」による

79

その他の修正

歩掛等に変更のない改定

◆ 歩掛の補足等の追記

- 公図の解説として作業内容を追記(以下の赤字部分を追記)
 - 【現行】「公図等の転写」 ⇒ 【改正】「公図等の転写」(地積測量図以外の公図等の転写)
 - 【現行】「地積測量図の転写」 ⇒ 【改正】「地積測量図の転写」(地積測量図のみの転写)
- 地質調査における現場内小運搬(モノレール運搬)に架設日数の補足を追記。
 - 【現行】記載なし ⇒ 【改正】架設日数は、不稼働係数、年末年始、夏季休暇等の撤去不能期間を考慮する。
- 地質調査におけるその他間接調査費に泥水処理費などが必要な場合に別途計上する旨の補足を追記。
 - 【現行】記載なし ⇒ 【改正】現場条件等により、給水にかかる運搬が必要な場合は別途計上する。また、試験、舗装復旧、ボーリング泥水処理が必要な場合は別途計上する。

◆ 新調査設計積算システムとの整合・基準書内で不一致の表現の統一

- 地質調査におけるせん孔作業直接調査費の算出において、新調積の処理に合わせた表現に修正
 - 【現行】設計価格＝標準の市場単価×せん孔延長×(K1～K7)×(K8～K15)
 - ⇒ 【改正】設計価格＝標準の市場単価×せん孔延長×{(K1～K7)×(K8～K15)}
 - 【現行】算出例(軟岩の市場単価[50m以下]×60m+中硬岩の市場単価[50m以下]×20m)×K5×K13
 - ⇒ 【改正】算出例(軟岩の市場単価[50m以下]×60m+中硬岩の市場単価[50m以下]×20m)×(K5×K13)
- 基準書内で統一されていない表現の統一
 - 一般管理費等の説明において、測量・設計業務では内部留保、地質調査では内部保留⇒ 内部留保に統一
 - 「スベリ安定解析」「スベリ安定計算の解析」2通りの表現がある⇒「スベリ安定計算」に統一

◆ その他

- 市場の動向を反映
 - 弾性波探査のうち発破法における観測の機械経費及び材料費のうち、「3号桐」規格のダイナマイトはメーカー製造・販売終了のため、規格を削除する。
- 誤字・脱字の修正

80

②.設計業務等に関する共通仕様書(案)の改定

1. 改定概要

- ①測量業務共通仕様書(案)
- ②地質・土質調査業務共通仕様書(案)
- ③土木設計業務等共通仕様書(案)

※現場状況や業務実態、関係通知等を考慮し共通仕様書の修正を行う。

【主な改定内容】

- 契約書の改定に伴う表現の変更 例:瑕疵責任にかかる損害⇒契約不適合責任として請求された場合
- 地質・土質調査において、日本工業規格(JIS)の改正に伴い、一般的な名称として認知されたことによる表現の変更 例:オランダ式二重管コーン貫入試験⇒機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験
- 地質・土質調査における、成果物について、「採取したコアの提出可否については、監督職員と協議するものとする」
- 土木設計業務等において、主要技術基準及び参考図書における改訂状況の反映
- 設計業務(海岸編)においてパース作成については、実態を考慮し、「必要に応じて」作成することとする。

土木設計業務等共通仕様書(案)の改定例

改 正	現 行
第1126条 受注者の賠償責任等(測量・地質では、第127条) 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 (2)契約書第〇条に規定する契約不適合責任として請求された場合	第1126条 受注者の賠償責任等(測量・地質では、第127条) 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (2)契約書第〇条に規定する瑕疵責任に係る損害
第1132条 安全等の確保 5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。	第1132条 安全等の確保 5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

81

1. 改定概要

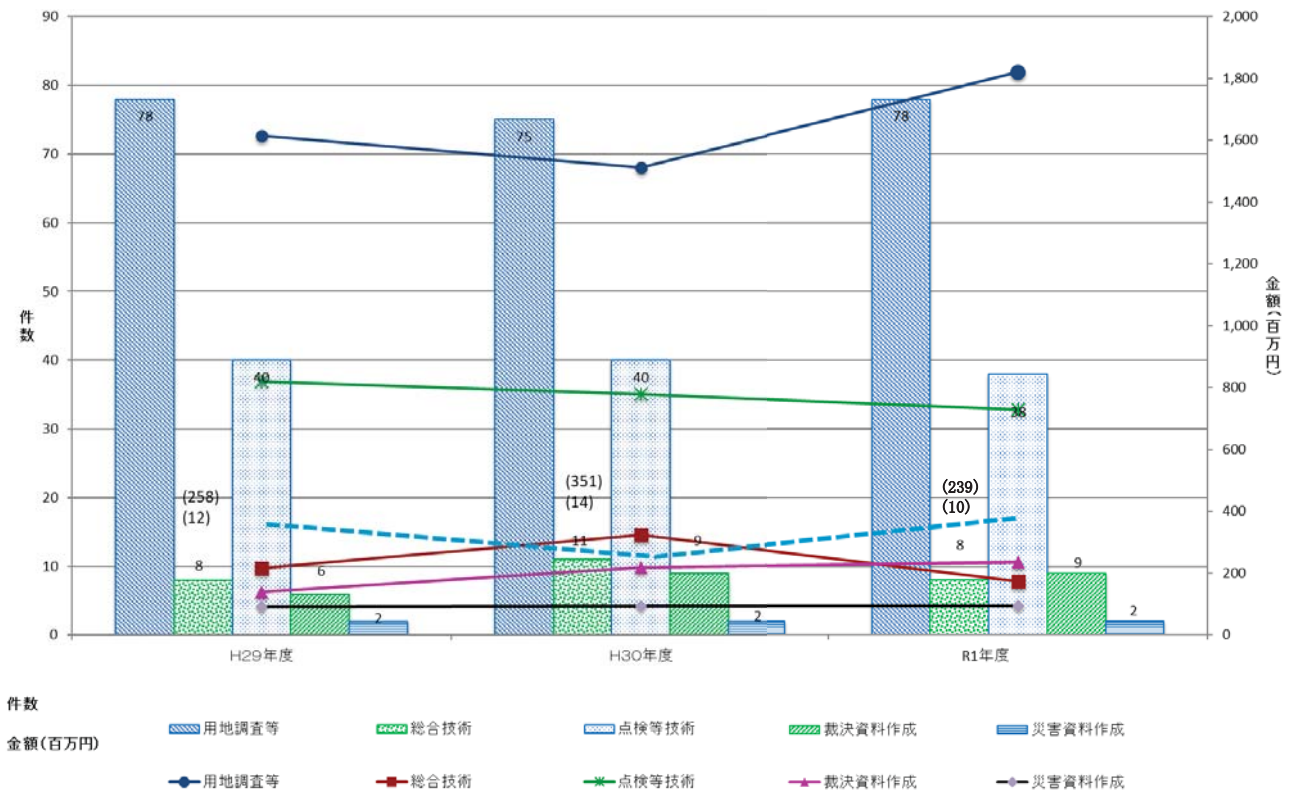
①テクリスに関する条項の修正 ②契約書の条項の変更に伴う修正

改 正	現 行
第1008条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。))に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15 日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。 また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	第1008条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成しテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15 日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15 日(休日等を除く)以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。 また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、受注・変更・完了時と同様、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。
第1026条 受注者の賠償責任等 受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 二 契約書第〇条第〇項(契約不適合責任の条項)に規定する契約不適合責任として請求された場合	第1026条 受注者の賠償責任等 受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 二 契約書第〇条第〇項(瑕疵責任)に規定する瑕疵責任に係る損害

82

5. 令和2年度 補償コンサルタント業務における 入札契約手続き実施方針等について

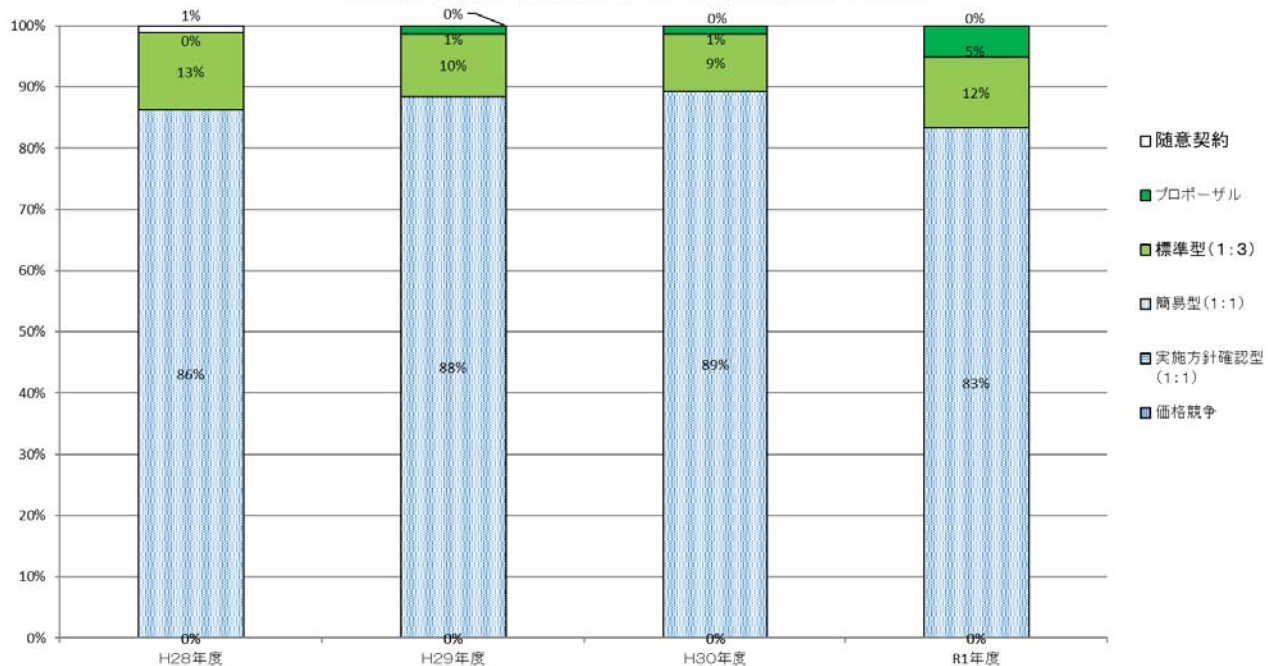
1. 補償コンサルタント業務 入札契約状況



84

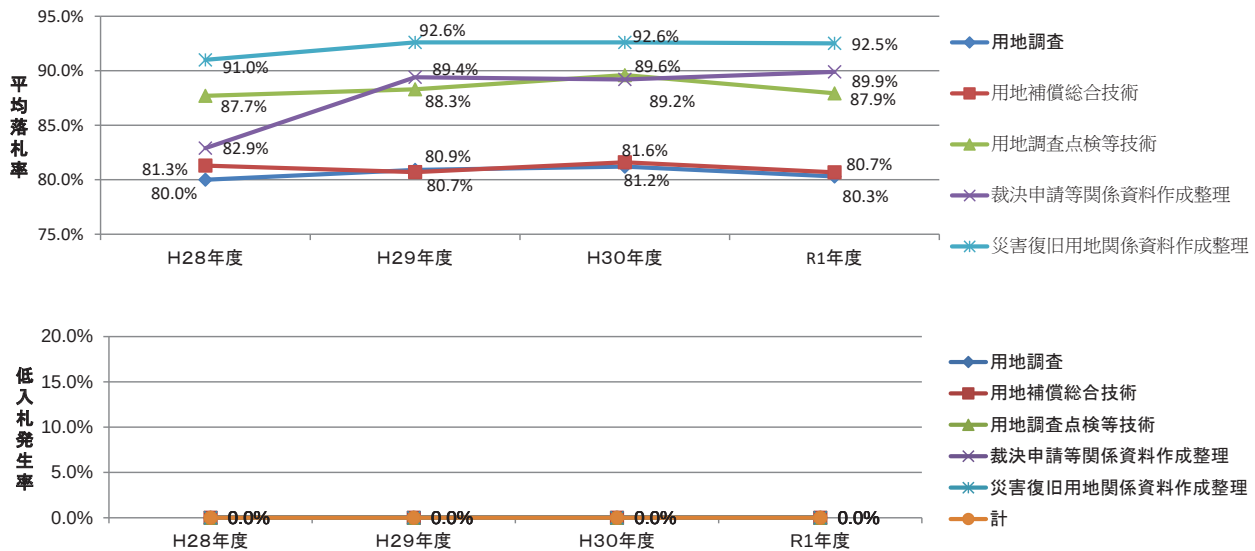
1. 補償コンサルタント業務 入札契約状況

契約方式別の契約状況の推移(用地調査等業務)



85

1. 補償コンサルタント業務 入札契約状況



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
用地調査	0	0	0	0
用地補償総合技術	0	0	0	0
用地調査点検等技術	0	0	0	0
裁決申請等関係資料作成整理	0	0	0	0
災害復旧用地関係資料作成整理	0	0	0	0
計	0	0	0	0

86

2. 令和2年度 入札・契約手続きの実施方針 一覧

1. 品質確保と担い手の育成・確保

【凡例】 赤字：R2新規・拡充・見直し
青字：H31・R1から 黒字：H30以前から

○確実な品質確保対策の実施

①履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【継続】

②技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【継続】

③事業促進PPP業務における受注制限緩和及び常駐・専任の緩和【新規】

⇒補償コン業務対象外

⇒補償コン業務R2.8から新規導入予定

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

④適切な地域要件の設定(一部拡充)

⑤災害協定等に基づく活動実績の評価【新規】

⑥自治体等の受注実績の評価【継続】

⑦若手技術者の活用を評価【継続】(対象年齢を35歳から40歳に引き上げ)

⑧業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【継続】

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

①分離発注の徹底【継続】

②拡大型プロポーザル方式の導入【継続】

③業務成績・優良業務表彰の全国評価【継続】

④業務成績・優良業務表彰の業種区分評価【継続】

⑤業務実績の評価対象期間の見直し【継続】

⑥業務成績評価区分の見直し【継続】

⑦業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

⑧マネジメント経験の実績を評価【継続】

⑨業務実績要件の緩和【新規】

3. 事務手続きの効率化

①入札説明書等の記載の簡素化【継続】

②入札公告資料の合理化【見直し】

③一括審査方式の導入【継続】

④技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【継続】

⑤簡易な参加表明書を用いた審査の導入【継続】

⑥実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【継続】

⑦災害対応における随意契約、通常指名競争の活用【新規】

⑧資料閲覧の効率化(電子成果品の閲覧)【新規】

87

3. 標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査について

■標準歩掛の検証について

・「用地調査等業務費積算基準」については、H24年度から各業務の所要作業時間実態調査を実施し、順次標準歩掛の検証と改定実施中。

■令和2年度の調査対象業務

【用地調査等業務】

- ・建物の調査《木造建物、木造特殊建物、非木造建物》
ただし、「木造建物」については、推定再建築費を専門メーカー等の見積（総価見積）にて算出した場合のみを対象とする。
- ・地盤変動影響調査

【用地補償総合技術業務】

- ・全種目（業務計画書の作成を除く） ※平成30、令和元年度からの継続調査

■調査期間

令和2年に実施する業務

国債、繰越にて発注する業務等、既に発注手続を進めている業務についても、可能な限り調査の対象とする。

■調査対象業務の明示

調査対象となる業務は、その旨特記仕様書又は指示書等の書面で明示

■調査歩掛

調査に関する作業歩掛は、**関東地整HPに掲載（用地関係業務費積算基準における留意点について）**

88

3. 標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査について

＜用地関係業務に係る所要作業時間等調査の様式等について＞

令和2年度は、用地調査等業務のうち建物の調査（木造建物、木造特殊建物、非木造建物）（ただし、「木造建物」については、推定再建築費を専門メーカー等の見積（総価見積）にて算出した場合のみ）及び地盤変動影響調査等、用地補償総合技術業務の全種目（業務計画書の作成を除く）について標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査を行います。対象業務については、以下の調査票へ業務に要した実働時間数を記入し、業務完了時に発注者までご提出願います。

（R2年度に実施する業務でR31までに履行期限が到来する全ての業務）

【用地調査等業務】

- ①建物の調査《木造建物、木造特殊建物、非木造建物》
ただし、「木造建物」については、推定再建築費を専門メーカー等の見積（総価見積）にて算出した場合のみ
- ②地盤変動影響調査等

【用地補償総合技術業務】

- ①全種目（業務計画書の作成を除く）

[所要作業時間等調査票\(Excelファイル\)](#)をダウンロードできます。[「外部サイト」](#)

[用地関係業務費積算基準における留意点について\(PDF:28KB\)](#)

【本省HP(H31年度の例)】

●用地関係業務に係る所要作業時間等調査の実施

所要作業時間等調査票等(Excelファイル)をダウンロードできます。

【平成31年度の調査票】

- ＜用地調査等業務・木造建物の調査及び算定＞調査票
- ＜用地調査等業務・木造特殊建物の調査及び算定＞調査票
- ＜用地調査等業務・非木造建物の調査及び算定＞調査票
- ＜用地調査等業務・附帯工作物(住宅敷地等)の調査及び算定＞調査票
- ＜用地調査等業務・附帯工作物(独立工作物)の調査及び算定＞調査票
- ＜用地補償総合技術業務＞調査票
- ＜旅費交通費＞調査票

89